

平成26年3月第1回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 平成26年3月24日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 長谷川 健 介
2番 鈴木 広 美
3番 服 部 雅 恵
4番 小 菅 耕 二
5番 小 山 栄 治
6番 木 村 利 晴
7番 石 井 孝 昭
8番 桜 田 秀 雄
9番 山 口 孝 弘
10番 小 高 良 則
11番 湯 淺 祐 徳
12番 中 田 眞 司
14番 林 政 男
15番 新 宅 雅 子
16番 鯨 井 眞佐子
17番 加 藤 弘
18番 京 増 藤 江
19番 右 山 正 美
20番 丸 山 わき子
21番 川 上 雄 次
22番 林 修 三

1. 欠席議員は次のとおり

13番 古 場 正 春

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市 長	小 澤 誠 一
教 育	長	加 曾 利 佳 信
総 務 部	長	浅 羽 芳 明
市 民 部	長	加 藤 多 久 美
市民部参事(事) 国保年金課長		小 出 聰 一

経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	麻 生 和 敏
選挙管理委員会事務局長	石 毛 勝
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
高 齢 者 福 祉 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	金 崎 正 人
秘 書 広 報 課 長	武 井 義 行
総務部参事(事)総務課長	石 毛 勝
社 会 福 祉 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事)農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事(事)道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第6号)

平成26年3月24日(月)午前10時開議

- 日程第1 議案の上程 議案第25号
提案理由の説明、委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 日程第2 議案第2号から議案第24号
委員長報告、質疑、討論、採決
- 日程第3 議員派遣の件
- 追加日程第1 議案の上程
議案第26号
提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

○議長（林 修三君）

ただいまの出席議員は21名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

皆さん、3月定例会も本日、最終日を迎えました。これまで、一般質問や議案質疑、各常任委員会等で熱心な議論を重ねていただき、本当にご苦労さまでした。本議会は、ご承知のように、平成26年度の予算案がその中心となっておりますが、議員各位におかれましては、これからの八街市のためのありように終始前向きなご意見を述べておられました。

本日は、この後配付されております議事日程で進めさせていただきますが、よろしく願いいたします。

日程に入る前に、報告します。

最初に、各常任委員会付託事件について、各委員長から審査報告の提出がありましたので、配付しておきました。

次に、去る1月に、議会運営委員会及び各常任委員会で実施した先進地行政視察の報告書を配付しておきました。

次に、本日の欠席の届け出が古場正春議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案の上程を行います。

議案第25号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、追加提案しました議案第25号は、副市長の選任についてでございます。

副市長であります小澤誠一氏が本年3月31日をもって退任することになりました。これに伴いまして、後任として、千葉県知事に対して、引き続き職員の派遣を要請しておりましたが、このたび、千葉県から、千葉市緑区おゆみ野南二丁目5番地5、榎本隆二氏を派遣する旨の回答がありましたので、同氏を副市長として選任するにあたり議会の同意を求めらるものでございます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

（丸山議員、右山議員、京増議員退場）

○議長（林 修三君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号、副市長の選任については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

議案第25号、副市長の選任についてを採決します。

この議案に同意することにご異議はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議なしと認めます。議案第25号は同意することに決定しました。

(丸山議員、右山議員、京増議員入場)

○議長(林 修三君)

ここで、北村市長より発言を求められておりますので、これを許します。

○市長(北村新司君)

副市長の選任につきましては、ただいまご同意をいただいたところでございますが、本日、榎本隆二氏が議員の皆様に対しましてお礼の挨拶に来ております。ここで、お時間を頂戴いたしまして、ご紹介させていただきたいと思っております。

○副市長(榎本隆二君)

ただいまご紹介いただきました榎本隆二でございます。お礼の言葉を申し上げる機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、北村市長のご推薦並びに議員の皆様方のご同意を得まして、副市長の職を拝命することとなりました。誠に身に余る光栄であるとともに、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

改めて申し上げるまでもなく、今、地方を取り巻く状況というのは大変厳しいものがございます。少子高齢化の急速な進展、行政ニーズの多様化・高度化、そして、極めて厳しい財政状況というようなさまざまな課題を抱えているわけでございます。

こうした中、私、もとより微力ではございますけれども、北村市長の補佐役として精いっぱい八街市の発展のため努力してまいる所存でございます。どうぞ、皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。お礼のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(林 修三君)

それでは、日程第2、議案第2号から議案第24号を一括議題とします。

これから、常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は、委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

それでは、常任委員長の報告を求めます。

最初に、新宅雅子総務常任委員長。

○新宅雅子君

おはようございます。総務常任委員会に付託されました案件10件につきまして、去る3月5日、6日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第2号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてです。

これは、公職選挙法の一部改正に伴い、指定病院等における不在者投票を行う際、外部立会人を立ち合わせるなど、不在者投票の公正な実施に努める規定が設けられ、指定病院等における不在者投票外部立会人の報酬を定める必要があること、母子自立支援員の勤務日数を増加することに伴い、報酬月額を引き上げること及び婦人相談員を設置することに伴い、その報酬を定める必要があることから所要の改正を行うものであります。

審査の過程において、委員から、「指定病院等不在者投票外部立会人の1時間につき1千250円にした根拠を伺う」という質疑に対して、「国からの立会人の報酬額として、1日当たり1万700円という限度額があります。時間給にするということですので、割り返して端数の調整をし、1時間当たり1千250円にしました」という答弁がありました。

次に、「病院等で不在者投票をした方は、どのぐらいいるのか」という質疑に対して、「直近の八街市で行なわれた選挙の投票者数は、病院が24施設で81名。老人福祉施設が17施設で92名。障害者支援施設が3施設で10名。拘置所等が2施設で3名。他市区の選管で25名。郵便投票等による不在者投票が6名。合わせて217名になります。そのうち市の指定施設で行われた方は、病院が2施設で48名。老人福祉施設が3施設で73名。障害者支援施設が1施設で8名。合わせて市内の6施設で129名投票しています」という答弁がありました。

次に、「各施設どのぐらいの時間を予定しているのか」という質疑に対して、「2時間から3時間と考えています」という答弁がありました。

次に、「婦人相談員を今回設置する理由を伺う」という質疑に対して、「母子自立相談員が、現在扶養手当の相談やひとり親家庭の相談を行っており、相談件数が増加していますので、婦人相談員を設置して、より充実させた相談を行いたいと考えています。また、国の施策である婦人相談員活動強化事業を活用しながら実施したいと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第3号は、八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。これは、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、一般職の職員並びに特別職及び教育長の給与減額支給措置を実施しておりますが、平成26年度においては、平成25年6月まで実施しておりました特別職等の給与の減額を、引き続き実施するため改正するものです。

審査の過程において、委員から、「平成15年度から毎年見直ししていますが、1年ごとに見直しをする根拠を伺う」という質疑に対して、「毎年景気及び財政状況等を勘案し、減額率について適正であるかどうかを協議しています。平成26年度については、昨年度と同様の率に設定し、期間を設けたものです」という答弁がありました。

次に、「景気を勘案してとのことですが、八街市の財政状況は、一向によくなる傾向ではないはずですか。これから八街市の財政状況はよくなるのか伺う」という質疑に対して、「こ

こ数年財政状況は厳しい状況です。5年ごとの財政計画を策定しているわけですが、その中でも平成26年度から30年度まで、約15億9千万円財源不足が生じています。その中で財政調整基金を繰り入れて何とか予算編成をしている状況です。財政状況は、今後も厳しいと感じています」という答弁がありました。

次に、「この措置は、どこが決定したのか伺う」という質疑に対して、「総務と財政との協議により、引き続き減額すると決定したものです」という答弁がありました。

次に、「市長の決断により、本則を改正する考えはないか」という質疑に対して、「近隣の状況、手当の取り扱いなどを総合的に判断して、今回継続して10パーセントの削減を提示したものであります」という答弁がありました。

次のとおり反対討論がありました。

「この条例の一部改正につきましては、平成15年度から毎年3月議会に、特例による減額とし、提案してきているものであります。行政改革の一環として説明していますが、1年間で期限が切れて元に戻るというもので、こうした扱いに、真剣に市財政のあり方に向き合っているのかという疑問を持つものであります。10年を経過し、特例のあり方を見直すべき時ではないでしょうか。八街市の財政は、年々厳しくなっており、今後も改善が見込めない中で、市民の目線での妥当な市長報酬にすべきであり、また、1年ごとの条例改正ではなく、本則改定として位置付けるべきであると思います。この立場から反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第4号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、県人事委員会勧告が、公務員給与と民間給与を比較した結果、50歳台後半層の職員の昇給を抑制する改定を行うこと及び初任給が民間を下回っていることから、若年層に限定して給料表の引き上げ改定を行うことが適切であるとの内容でありましたことから、本市においてもこの勧告に基づき、一般職の職員の給与を適正な水準に改定するため、条例を改正しようとするものです。

審査の過程において、委員から、「早期退職が増えてくると思いますが、どのように考えているのか」という質疑に対して、「職員ご自身のことですので、自己の判断によって、早期退職される方もいると思いますが、培った知識をいかんなく発揮していただくために、定年を全うしていただきたいと実感しています」という答弁がありました。

次に、「55歳を超える職員については、勤務成績が極めて良好、または特に良好な場合はとなっていますが、どのようなことなのか、伺う」という質疑に対して、「本則は、基本的な設定をしているものですが、附則として、当分の間の対応として標準の成績であれば1号給昇給できると設定したものです」という答弁がありました。

次に、「55歳以上の61名の給料はどのくらい下がるのか」という質疑に対して、「平成25年度の現状での試算ですと、61名で年額約70万円、一人当たりになると年額約1万1千円になります」という答弁がありました。

次に、「若年層は平均でどのくらいの引き上げになるのか」という質疑に対して、「最高で2千円の増額、最低で300円の増額となります」という答弁がありました。

次のとおり反対討論がありました。

「人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の内容とのことで説明がありましたが、若い方の引き上げについては当然賛成であります。しかしながら、上げ幅が最低300円、最高が2千円ということで、これで職員の暮らしが成り立つのか大変心配があるところです。若干引き上げになるというところでは賛成であります。しかし、55歳以上の方々に関しては、年間一人当たり平均1万1千円引き下げてしまうという点では納得がいかない。八街市の管理職手当も20パーセント削減されています。そういう点では、職員の皆さんは本当に責任ある立場の方々、また、現場で本当に働かなければならない方々の手当がこういう形で引き下げになってしまうのは、納得がいきません。以上のことから反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第5号は、八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、本市の厳しい財政状況から、一般職の職員の管理職手当について、平成26年度においても20パーセントの削減をするものでございます。

審査の過程において、委員から、「総務省は、管理職手当を削減するならば、10パーセントを求めています。しかしながら、本市は20パーセントとしてこの間実施されているので、削減率の見直しをすべきではないかと思いますが、どのような経過だったのか」という質疑に対して、「行財政改革推進本部会議で議論されたところです。現在の本市の財政状況を踏まえると、削減措置を取りやめる、また、率を変える状況にはないと判断いたしました」という答弁がありました。

次に、「20パーセントの削減による総額は幾らになるのか」という質疑に対して、「平成25年度の試算では、対象職員54名で、総額約730万円になります。一人当たりになると、年額約13万5千円になります」という答弁がありました。

次のとおり討論がありました。

「今回の減額は、八街市行財政改革推進本部において決定されたものと報告がありました。しかし、この間の給与の減額、退職手当の減額など、たび重なる減額となっており、八街市職員の平均給与月額、類似団体との比較で1万1千円もの開きがあります。こうした元で、来年度も引き続きこのような措置をとることは大変問題であると思います。総務省は、管理職手当の削減を10パーセント程度求めています。しかし、八街市は今回も20パーセントの削減で、総額730万円にもなると報告されました。県内の管理職手当の削減は、3分の1以下の11市にとどまっています。管理職は、自治体にとって市政運営にあたり貴重な人材であり、財産であります。公務員が全体の奉仕者として、住民のためにその能力を存分に発揮して働ける環境づくりこそが、必要ということを示して反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第6号は、八街市土地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてです。

これは、社会情勢の変化により、公共用地の取得について、八街市土地開発基金を創設した当時と状況が大きく変わり、基金による先行取得の必要性も薄れてきていることから、基金の趣旨等に照らし一定の役割を終えたものと判断し、当該基金を廃止するものです。

審査の過程において、委員から、「基金の残高と、どのような土地が残っているのか」という質疑に対して、「残高については、現金が5千306万9千320円。基金の運用益4万6千247円。買い戻しの利子が228万8千581円になり、合計5千540万4千148円になります。保有する土地は7カ所あります。文違の大池調整用地、面積6千506.8平方メートル、金額にして5千193万2千752円。大関調節池、面積2千916平方メートル、金額にして3千240万円。東吉田調整池、面積2千549.97平方メートル、金額にして459万円。八街第一幼稚園用地、面積590.16平方メートル、金額にして8千212万円。市道13018号線の待避場用地、面積220.84平方メートル、金額にして563万3千628円。2区調整池用地、面積4千2平方メートル、金額にして3千760万円。公共核施設用地、面積3千150.73平方メートル、金額にして3億3千804万6千718円です。基金が保有する土地の面積の合計は1万9千934.52平方メートル、金額にして5億5千232万3千98円になります」という答弁がありました。

次に、「この基金について、デメリットはないと考えるが、どのように考えているのか」という質疑に対して、「買い戻すときの利子分がデメリットと考えます」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第7号は、八街市まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定でございます。

これは、八街駅前広場等まちづくり事業の経費に充てるため設置された八街市まちづくり基金について、八街駅北側地区土地区画整理事業の事業完了が見込まれること、現在の当該基金の残高が少額になっていること、及び当該基金を利用しなくとも市のまちづくりに要する経費については、予算全般の財源調整で対応が可能であることなどから、基金の趣旨等に照らし一定の役割を終えたものと判断し、当該基金を廃止するものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第8号は、八街市地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてです。

これは、国から交付される地域の元気臨時交付金を財源として公共投資を円滑に行い、もって地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、八街市地域の元気臨時交付金基金を設置するものです。

審査の過程において、委員から、「残りの基金2千万円を平成26年度に組み入れるとのことですが、この資金に伴う事業計画はでき上がっていますか」という質疑に対して、「事

業計画はでき上がっています。平成26年度は、道路整備事業、道路排水施設整備事業になります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第12号、平成25年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳入全款、歳出では3項を除く2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費、12款諸支出金、第3表繰越明許費の内2款総務費、4款衛生費、8款消防費、第4表債務負担行為補正、第5表地方債補正についてです。

審査の過程において、委員から、歳入では、「現在の歳入の状況を見ると、あまり国の補助金を活用した取り組みがされていないように見えます。今後、国の補助金等を活用する方向はないのか」という質疑に対して、「今年度、地域の元気臨時交付金約1億7千300万円交付を受けて、今年度事業を進めています。また、国の第1号補正予算で、地域活性化のための交付金として、来年度交付されますがらる交付金についても、来年度交付された場合には、活用したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「固定資産税の償却資産の増額理由を伺う」という質疑に対して、「東京ガスの本管、支管の工事完了に伴う償却資産の増が主なものになります」という答弁がありました。

次に、「公立学校施設整備費負担金の減額理由を伺う」という質疑に対して、「平成25年分の支払い額が確定したことによります。今回減額した分は、平成26年に回ります」という答弁がありました。

次に、「地域自殺対策緊急強化基金補助金の内容を伺う」という質疑に対して、「教育支援センターナチュラルの人件費及び事業運営費に充てています。地域における自殺対策力を強化することを目的に行っています」という答弁がありました。

次に、「給食事業収入の給食費、給食費未納分の減額内容を伺う」という質疑に対して、「給食費の減については、幼稚園給食費になります。これは食べた分だけを収入としていただいています。食べた分が減ったので減額するものです。給食費未納分については、当初予算編成の際に、年度別に収納率を見込んで予算編成をしております。今回収入が見込まれないので減額するものです」という答弁がありました。

次に、歳出2款では、「ふれあいバス運行事業の利用状況を伺う」という質疑に対して、「平成23年9月に乗り継ぎを前提とした形で運行時刻表を改定しましたが、利用しづらくなったと指摘がありましたので、平成24年12月に改定を行いました。平成23年の改定時は1割程度の減少がありました。平成24年に改定してから現在の状況ですが、利用者数としては5パーセント弱ぐらいの減少です。収入については、見込みを多く見ていたこともあり、運行事業費を増額するものです」という答弁がありました。

次に、「参議院議員選挙費の予算執行率を伺う。また、職員手当が大幅に減となっている理由を伺う」という質疑に対して、「執行率は74.7パーセントになります。職員手当については、投票事務に従事する職員について、週休日を振り替えていただきましたので、そ

の分の時間外手当が削減となったものです」という答弁がありました。

次に、「選挙の開票事務時間については、機械を導入して、より短縮できるのでないか伺う」という質疑に対して、「選挙の種類によっていろいろありますが、機械を一部使う、また、作業形態を研究し、余分な時間を省けるところを、今後研究していかなければならないと考えています」という答弁がありました。

次に、第4表債務負担行為補正では、「消費税増税により上乘せされる額を伺う」という質疑に対して、「1千137万8千円になります」という答弁がありました。

次のとおり反対討論がありました。

「今回の補正予算は、国の好循環実現のための経済対策とする大規模な財政出動に対応し、消費税率引き上げに伴う需要の落ち込みを緩和し、地域経済の着実な底上げを図ることが求められています。追加議案で若干の補正が図られるとの説明がありました。しかし、この一般会計補正予算は対応したものにはなっていません。市民生活を温める施策は切実です。消費税増税にあたり、大企業には復興特別法人税の前倒し廃止で、今後、年間8千億円、23年間で約20兆円の恒久減税を行う一方で、国民には25年間8兆円の復興特別所得税と住民税を課税する不公平な財源対策が実施されることとなります。また、社会保障プログラム法の成立を受けて、国民多数が懸念する社会保障給付減、国民負担増の実行を本格化させようとしています。既に子ども手当の減額、年少扶養控除の廃止、年金保険料の値上げ、医療・介護保険料の引き上げ、年金の削減で国民の負担増は約2兆円を超えています。さらに、今後年金保険料や医療・介護保険料を引き上げようとしています。こうしたもとの補正予算は、3億7千700万円の減額予算となっており、債務負担行為の消費税上乘せの補正はされるものの、市民生活と中小業者の経営を温める対策はありません。働く人の賃金は18カ月連続で減少し、年金が削減され、市民のほとんどが景気回復の実感どころか、生活の厳しさを増しています。雇用対策や低所得者への生活支援対策など市民生活を温める対策を求め反対するものです。」

次のとおり賛成討論がありました。

「提案されております補正予算は、平成25年度の決算見込みを現時点において細かく整理されており、その結果、全体としては3億7千万円余りの減額という補正となっております。歳入においては、市税収入の向上を図るという大きな課題を抱えている中で、固定資産税の償却資産分ではあるものの、財源確保という面から見ると、大変貴重な増額となりました。また、交付金などについても、千葉県の見込みに基づき見直し、過大とならないよう減額されております。さらに、新たな財源の創出・確保の取り組みとして、土地開発基金及びまちづくり基金を廃止し、財政調整基金に積み立てるなど、財源の確保に苦慮されております。一方、歳出面では、総務費、消防費ともに、減額できるものは減額し、その内容についても細かい点まで踏み込んだものとなっております。この結果、昨今の今頃、平成25年度末には枯渇する勢いを見せていた財政調整基金の年度末残高見込みが、若干ではあるものの、昨年度末残高より増加する見込みとなりましたことを、特に評価させていただきます。

ただ1点、補正の内容を見る限り、闇雲に減額したわけではないことは理解できますが、これらの大きな減額の一部でも、もう少し早い時期であったなら、ともすれば前倒しで事業が行えたのではないかということ意見をさせていただきます。最後に、この財源を新年度以降の困難な行政課題に対し、有効活用し、安心・安全・幸せを実感できる市民の生活に資するものとなるようご尽力をいただくことを要望させていただき、賛成討論とします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第18号、平成26年度八街市一般会計予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算の内、歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費、12款予備費、第2表債務負担行為、第3表地方債についてです。

審査の過程において、委員から、歳入では、「交通安全対策特別交付金が前年度より100万円増となっている理由は。また、交付金の使途を伺う」という質疑に対して、「交付金の算出方法は、交通事故発生件数、人口集中地区の人口、道路改良延長などを勘案して市町村に交付されるものです。100万円の増については、この交付金は反則金が収入になっていますので、県の方で反則金の収入が増えると思込んでいるものと考えています。使途は、政令で定まっております、信号機、道路標識、横断歩道橋、ガードフェンス、防護柵、道路反射鏡などの道路交通安全施設の設置及び管理の費用に充てることになっています」という答弁がありました。

次に、「諸収入の滞納処分費の内容を伺う」という質疑に対して、「滞納処分を実施するために、土地建物等の鑑定に要する費用、インターネット公売に係る費用などになります」という答弁がありました。

次に、「諸収入の生活保護費返還金の内容を伺う」という質疑に対して、「内容は、要保護者が急いでいる場合等に資力があるにもかかわらず、保護を受けたときに返還していただくものと不正受給分になります」という答弁がありました。

次に、「一般廃棄物回収による廃品売払収入の内容を伺う」という質疑に対して、「資源物のアルミ、缶プレス、鉄、ペットボトル、硬質プラスチック、家電、古紙などの売払収入になります」という答弁がありました。

次に、「特定農地貸付法による農地使用料の内容を伺う」という質疑に対して、「市内で市民農園を開設する場合、農地を所有できない企業等が市民農園を開設しようとする場合に、農地所有者から直接農地の賃借はできませんので、特定農地貸付法により、市と市民農園を開設しようとする事業者と協定を結び農地が借り受けられることになります」という答弁がありました。

次に、「商工費県補助金が廃目になった理由を伺う」という質疑に対して、「緊急雇用創出事業臨時特例基金の補助金で、平成21年度より活用していましたが、平成26年度当初予算を積算しているときには基金活用の要望が県より届いていませんでしたので、当初予算には計上しませんでした。2月に入り、県より要望等の調査がきておりますので、今後活用

できる事業がありましたら、補正対応をしていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「市税収が低迷している理由を伺う」という質疑に対して、「平成26年度市税全体の現年分の予算額は67億2千19万8千円で、前年度当初予算額と比較すると、3千432万2千円、0.5パーセントの増となっています。市税の大宗である市民税の個人、法人については、国では、緩やかながら景気回復傾向に向かっているとされているものの、本市ではいまだ景気回復の実感があるとは言えないことから、景気動向が不透明で、個人、法人とも所得が減少傾向にあると予想しており、市民税は減少する見込みとしています。固定資産税については、今年度は、評価替えの年ではないので、土地家屋については基本的に大きな変動はありませんが、東京ガスの償却資産が供用開始されたことに伴いまして、平成26年度予算が増額となったものです。景気回復がいまだ本市で波及しているとは言えないような状況にあることから、全体の傾向としては、減少傾向にあると考えています」という答弁がありました。

次に、「地方消費税交付金の今後の動向について伺う」という質疑に対して、「消費税の増税によりまして、地方消費税交付金が増額となりますが、物件費、維持補修費、普通建設事業費等の消費税の増税によりまして、約1億5千万円余りの歳出が増えます。歳入としては、交付金8千600万円、使用料の見直しで約270万円、差し引くと約6千万円の負担増になります。本来もう少し交付金が入るべきものですが、今年度は、消費税を増税する初年度ということで、上乗せ分の3パーセントが交付金となっていません。来年、再来年となれば、地方消費税交付金が増額するのではないかと予測しており、その増額分を社会保障関連に充てることができるのではないかと考えています。来年度の当初予算においては、6千万円の負担増があり、今後も厳しい財政運営が続くのではないかと考えています」という答弁がありました。

次に、「行政財産使用料の市営住宅用地使用料の内容を伺う」という質疑に対して、「電柱の使用料で、東電が85本、NTTが81本になります」という答弁がありました。

次に、「未熟児養育医療費負担金について、前年度当初予算より減額した理由を伺う」という質疑に対して、「未熟児養育医療については、平成25年度から権限移譲により、県から市に移譲された事務になります。平成25年度当初予算では、保健所等の統計資料から年間12名分予算計上していましたが、平成25年度のこれまでの状況を勘案すると6名になりますので、実質的に見合った予算計上をしました」という答弁がありました。

次に、「幼稚園費補助金が、前年度当初予算より増額した理由を伺う」という質疑に対して、「幼稚園就園奨励費補助金は、公立幼稚園との格差を埋めるために、私立の幼稚園児の保護者に補助金を支出しているものです。平成26年度の見込みについて調査したところ、私立幼稚園18園の364名が該当するとし、積算した結果、歳出が5千770万4千円で、国からの補助金が23.9パーセントとして積算したものです」という答弁がありました。

次に、「放課後子どもプラン推進事業費補助金の内容を伺う」という質疑に対して、「児

童クラブに対する補助金で、基準額が若干増額になりましたので、昨年度と比較すると増額になりました」という答弁がありました。

次に、「住宅用太陽光発電設備導入推進事業補助金は、平成25年度はどのような状況だったのか。また、平成26年度はどのような対応をするのか伺う」という質疑に対して、「平成25年度の実績は85基になります。平成26年度は、県の補助について76基分を計上したものです」という答弁がありました。

次に、「諸収入の市税延滞金では、延滞金を減免することはできないのか」という質疑に対して、「市税等の納期限までに納めた人との均衡を図るために、延滞が課せられているところです。災害、疾病などの事実により、一時納税することができない場合については、一定期間の徴収猶予をすることができますし、延滞金についても免除できるものですので、法令等に合致する場合は審査をし、その可否を決定しているところです」という答弁がありました。

次に、歳出2款では、「秘書関係費の広告料の内容を伺う」という質疑に対して、「千葉日報に市長の挨拶などを掲載するための経費になります。」

次に、「市長交際費は、前年度と同額150万円が計上してありますが、本年度の執行状況を伺う」という質疑に対して、「1月末までの集計ですと、179件、108万1千282円になり、前年度より若干少ない状態です」という答弁がありました。

次に、「職員研修費の委託料の内容を伺う」という質疑に対して、「講師をお招きしての人事評価のあり方、また、メンタルヘルス等についての研修に係る費用になります」という答弁がありました。

次に、「公用車管理費では、公用車の保有状況を伺う」という質疑に対して、「現在市で所有しているものが101台、リース車両が27台になります」という答弁がありました。

次に、「交通安全施設整備事業費の交通安全対策用資材の内容を伺う」という質疑に対して、「交通安全に関する注意を喚起する看板、並びにカーブミラー等の資機材の購入費であり、設置及び交換作業は市職員が行っております」という答弁がありました。

次に、「地区コミュニティ推進費の減額理由を伺う」という質疑に対して、「区長さんへの報酬は、均等割と戸数割額で算出しています。毎年戸数によって状況が変わってきますので、昨年度より加入戸数が減になると想定したものです」という答弁がありました。

次に、「東日本大震災等避難者支援に係る民間賃貸住宅提供事業では、現在、何世帯対象になっているのか」という質疑に対して、「宮城県出身の方が1世帯で7人。福島県出身の方が4世帯で10人になります」という答弁がありました。

次に、「監査委員は、年間どのぐらいの会議の場がもたれるのか」という質疑に対して、「決算審査関係で8日間、定期監査関係で7日間、例月出納検査関係で12日間、健全化判断比率・資金不足比率審査関係で2日間、住民監査請求があれば、1件当たり少なくとも10日間ぐらいになると考えます。また、各構成団体への総会、研修会等への参加があります」という答弁がありました。

次に、「総合計画策定事業は委託ではなく、職員が作成するとのことですが、委託と手づくりの違いを伺う」という質疑に対して、「経費が200万円程度の削減になります」という答弁がありました。

次に、「庁舎管理費の修繕料の内容を伺う」という質疑に対して、「概算で計上したものであり、修理箇所は決まっています」という答弁がありました。

次に、「契約事務では、入札の改善はどのように進められているのか」という質疑に対して、「今まで、紙ベースで入札していたものを、平成26年4月から、ちば電子調達システムを利用し、電子入札とします。今まで、指名競争入札・一般競争入札で行っていたものを、随意契約以外は全て一般競争入札にして、4月から実施します。また、工事等における低入札価格調査制度、最低制限価格制度を導入します」という答弁がありました。

次に、「企画費の負担金補助及び交付金では、今年度は計上されていたJR複線化促進期成同盟負担金、成田空港騒音対策委員会負担金が計上されていない理由を伺う」という質疑に対して、「JR複線化促進期成同盟は、これまでの負担金の残額があり、平成26年度からはこの残を利用して活動していくということになりました。成田空港騒音対策についても負担金の残があるので、平成26年度は、負担金は徴収しなくても活動できることになりました」という答弁がありました。

次に、「防犯対策費の防犯カメラ設置工事では、設置する場所を伺う。また、これまで事件があって映像を警察に提供することはあったのか伺う」という質疑に対して、「防犯カメラの設置場所については、ひったくり等犯罪の多いエリアに、幹部交番と協議して設置する予定です。警察への提供については、これまで警察署から情報提供を求める案件が11件ありました」という答弁がありました。

次に、歳出8款では、「八街市の自主防災組織の状況を伺う」という質疑に対して、「現在、希望ヶ丘、朝日、ガーデンタウン、山田台で4カ所立ち上がっており、自主防災組織の活動をしています」という答弁がありました。

次に、「消防設備整備事業では、7分団の消防自動車を入れ替えるとのことですが、古い車両の活用どのように考えているのか」という質疑に対して、「入れ替えられる車輛は、売り払いもしくは使用していただけたら、有効活用できるようにと考えています」という答弁がありました。

次に、「防災訓練での消防団との連携は、どのように考えているのか」という質疑に対して、「消防団が担うところは大変大きいので、実践的な訓練にご協力をいただき、災害時に備えられるような体制を整えていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「防火水槽や消火栓の看板の老朽化は、どのように考えているのか」という質疑に対して、「消防団が定期的に点検していただいているところです。その際に、不良がある場合は防災課に報告をいただき、防火水槽の修繕、看板の交換を行っています」という答弁がありました。

次に、「避難場所整備事業費が前年度と比較して600万円ほど減になった理由を伺う」

という質疑に対して、「毎年備蓄倉庫を2基ずつ設置することに変わりはありません。平成25年度に不足していた備蓄品をそろえましたので、平成26年度は通常の予算計上になります」という答弁がありました。

次に、「備蓄倉庫は、どこに設置するのか」という質疑に対して、「平成26年度は、八街保育園、実住保育園に設置する予定です」という答弁がありました。

次に、歳出11款では、「今後、臨時対策債は増えていくのか伺う」という質疑に対して、「地方債の現在高は約190億円で、臨時財政対策債がかなりのウエートを占めています。これは、交付税の代替措置ということで、毎年10～11億円ぐらい借り入れなければ予算編成ができない状況です。今後の5年間においても11億円程度借りていく予定です」という答弁がありました。

次のとおり反対討論がありました。

「2014年度の政府予算は、消費税の引き上げによる史上空前の大増税を国民に押し付ける一方で、大企業への減税、軍事費や大型公共事業などへの大盤振る舞いの典型的な逆立ち予算となっています。国民の暮らしの実態を省みず、消費税8兆円、社会保障の改悪などを合わせて10兆円もの負担増を国民に押し付ければ、暮らしも経済も落ち込むことは明らかです。既に、アベノミクスなどによる生活必需品の高騰は、高齢者、障がい者や子育て世代の市民など広範な市民生活に多大な影響を及ぼし苦境に追い込んでいます。さらに、消費税の追い打ちをかけられたら、暮らしは成り立ちません。市の新年度の消費税増税と社会保障制度の相次ぐ改悪のもとで、福祉の増進に資するという地方自治体の本来の役割を發揮させ、教育・福祉の充実とともに地元中小業者が主役の経済振興、自然エネルギーの利用促進、農業振興など、地域内経済循環を促進することが求められています。

ところが、市長の平成26年度の市政運営方針では、市民の暮らし向きに全く言及せず、予算も大増税から暮らしを守る市独自の施策はありません。財源不足は強調するものの、財源確保は税の徴収強化にとどまり、地域経済をどのようにして活性化していくのか、元気にするのかという、街づくりの方向が見えない新年度予算となっています。

歳出では、街づくりの基本となる総合計画策定にあたり、職員による計画づくりは高く評価するものです。一方、財政が厳しいとしながらも、市長交際費は前年度と同額であり、平成25年度1月までの執行状況は、成田市・佐倉市・富里市など近隣市長よりも多くなっています。どこの自治体でも交際費は削減すべき対象としており、本市でも徹底した見直しをし、市長自らが先頭に立ち、財政改革の姿勢を示すべきです。消防費では、防災費の避難場所整備事業600万円の削減となっていますが、防災対策の強化は切実です。その逆行となるものであります。また、第2表の債務負担行為中、平成27年度から29年度までの給食センター調理業務委託について、直営に戻すことを求めます。今、安全でおいしい学校給食を通じて食育を進めるときです。委託では、調理員・栄養士・児童生徒が人間的な関わりを持ちながら育むことはできません。給食は教育の一環であり、教育の現場に採算性を求めるべきではありません。また、給食調理の委託は偽装請負に触れる疑いがあり、委託について

改めて検証・検討をすべきです。以上の立場から反対します。」

次のとおり賛成討論がありました。

「八街市の平成26年度当初予算は、現下の行政環境と厳しい財政状況を踏まえ、平成25年度予算と同様に予算全般について削減額を維持し、節減合理化を推進するという考えのもと、限られた財源を重点的かつ効果的に配分する施策精選型、全体としては通年型予算とのことであります。最初に、限られた財源についてですが、市税収入の向上を図るという大変大きな課題を抱えておりますが、現在も、市税等徴収対策本部を中心に、全庁的な取り組みを進めており、今後も収納率向上に向けた取り組みを強化していくとの答弁もあり、市税全体の予算では、前年度と比較し、約3千800万円の増となっております。また、地方財政計画に基づく地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金などについては、過大見積もりに留意した予算計上をしているほか、国・県支出金につきましても、現行制度で見込まれるものを積極的に活用し、財源確保に努めております。また、4月からの消費税率等の引き上げに伴い、受益者負担の適正化に係る見直しとして、転嫁すべき使用料及び手数料など関連する項目について見直しを行っています。

さらに、平成25年度の補正予算とも関連いたしますが、新たな財源の創出・確保の取り組みとして、土地開発基金及びまちづくり基金を廃止し、財政調整基金に積み立てるなど、財源の確保に苦慮されております。

しかしながら、財源不足は避けられず、各種基金からの繰り入れや市債を活用することにより、その財源不足に対応しています。特に、市債については、前年度と比較して大幅な増加となっておりますが、大型事業における財源確保としての一手法であり、また、額としてはわずかではありますが、市債償還元金を下回っておりますことは、起債残高の削減に努められております。一方、歳出面では、さきの一般質問の答弁にありましたように、経常的経費につきましては、平成25年度予算と同様に、予算全般について削減額を維持し、節減合理化を推進され、特に人件費については、市長等の特別職の人件費について引き続きの削減となっております。また、一般職人件費についても継続して管理職手当20パーセントを削減しております。次に、重点的かつ効果的に配分する施策精選型についてですが、主な施策を挙げてみますと、県補助を利用し、犯罪の未然防止策としての防犯カメラの増設や、東日本大震災での液状化等被害住宅への再建支援補助など、安全で安心な街を目指した施策を計画しています。また、八街市の将来都市像や基本理念を定め、まちづくりの目標となる総合計画が見直されることとなります。以上のように、財政の健全化を維持するという困難な行政課題に対しての努力が伺われ、予算編成方針に沿った予算となっております。とはいえ、財政調整基金の積立金残高は、平成27年度には枯渇しそうな状況でありますので、今後も北村市長の強力な指導力のもと、行財政改革推進本部・市税等徴収対策本部を中心に、一層の経費削減・財源確保に努め、八街市の将来像の実現をお願いしまして、賛成するものでございます。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（林 修三君）

新宅議員、議案第24号について。

それでは、会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前10時55分）

（再開 午前11時06分）

○議長（林 修三君）

会議を再開します。

新宅雅子総務常任委員長、よろしく申し上げます。

○新宅雅子君

大変失礼いたしました。

ただいま議案第18号が終わりまして、議案第24号は、印旛郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（林 修三君）

それでは、ここで、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、石井孝昭文教福祉常任委員長。

○石井孝昭君

それでは、文教福祉常任委員会に付託されました、案件10件につきまして、去る3月7日、10日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第9号は、八街市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、予防接種健康被害調査委員会の構成員である印旛市郡医師会が公益法人の認定を

受け、平成25年4月1日より公益社団法人印旛市郡医師会となったことから、委員の名称を変更する必要が生じたため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、委員から、「今までに健康被害はあったのか伺う」という質疑に対して、「八街市においては、この委員会を開催したことはありません」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第11号は、八街市朝陽小学校校舎及び屋内運動場改築建築工事の変更契約の締結についてです。

これは、平成25年11月29日、第4回八街市議会定例会において議決された議案第5号八街市朝陽小学校校舎及び屋内運動場改築建築工事の請負契約について、消費税率の引き上げに伴い、消費税等分の増額の変更契約を締結するので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において、委員から、「消費税増税以外に、今後、物資の値上がりによる変更はあるのか」という質疑に対して、「これから発注する工事については、材料費、人件費が高騰しているのは間違いありません。現在、設計準備を進めているものは、2月1日現在の単価で積算を進めています。また、秋口に発注する工事も、その時点での最新の単価を使用して発注します」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第12号、平成25年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目から4目、9款教育費、第2表継続費補正の内9款教育費、第3表繰越明許費の内3款民生費についてです。

審査の過程において、委員から、歳出3款では、「通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣は認められていないと思いますが、このことについて相談はありますか」という質疑に対して、「このことについて相談はありません」という答弁がありました。

次に、「在宅障害者福祉施設のグループホーム、ケアホーム運営費補助金の減額理由を伺う」という質疑に対して、「補助対象となる利用者の人数が、当初見込んでいたよりも減ったことによります」という答弁がありました。

次に、「はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成費については、どのような意味合いをもって進めているのか」という質疑に対して、「高齢者の機能回復を図り、介護予防、病気予防につながると考えています」という答弁がありました。

次に、「敬老事業、長寿祝金支給事業については、外部評価を行ったが、どのように考えているのか」という質疑に対して、「外部評価結果への対応方針として、まず、敬老事業については、敬老会事業、または敬老事業でよいのか、今後、検討していきたいと考えています。長寿祝金支給については、来年も同様に実施したいと考えています」という答弁がありました。

次に、歳出4款では、「妊婦・乳児健康診査事業費では、妊婦検診の受診率を伺う」という質疑に対して、「おおむね90パーセントです。現状は、14回分無料で受診できるように受診券を交付していますが、妊婦さんによっては、全て受診することはない状況があります」という答弁がありました。

次に、「健康増進費では、がん検診の無料クーポンが配付されていますが、使用率を伺う」という質疑に対して、「平成24年度では、子宮がん検診は16.5パーセント、乳がん検診は28.3パーセント、大腸がん検診は19.7パーセントになります」という答弁がありました。

次に、歳出9款では、「教育指導費では、特定財源の国県支出金の内容を伺う」という質疑に対して、「地域自殺対策緊急強化基金補助金になります。補助金の使い道は、教育支援センターナチュラルの人件費及び事業運営費に充てています。自殺を予防するためには、地域における自殺対策力を強化することが重要と考えています。不登校・いじめ対策や家庭内暴力、健康面などに対する相談窓口の充実、周知、並びに早期発見・早期治療につなげる体制づくりをすることで、自殺の防止につながると考えています」という答弁がありました。

次に、「青少年健全育成費では、青少年相談員の定数41名から38名に減ったとのことですが、どの地域の方が減になったのか。また、相談員が減ることによって、活動に支障はないのか伺う」という質疑に対して、「東吉田地区が2名、藤の台地区が1名で合計3名になります。また、学区ごとの連携により、支障がないように進んでいます」という答弁がありました。

次に、「学校給食費の調理場維持管理費では、現在、調理場が雨漏りしていないのか伺う」という質疑に対して、「まず、雨漏りの原因を調査し、対応したい」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「市民の暮らしは、生活必需品の値上げの一方、年金等の引き下げによって、これでは生きていけないというほどの悲鳴が上がっています。その上、さらに4月からの消費税増税を目前にして、市民の暮らしと健康を守るための補正予算にすることが切実に求められています。しかし、この補正予算は、障害者福祉、老人福祉、衛生費等の減額予算となっており、暮らしを応援してほしいという市民の願いに応えるものとなっておりません。さらに、教育費については、地域自殺対策緊急強化基金補助金について、国、県からの支出金が約700万円あったとのことですが、ナチュラルやスクールサポーターなどの人件費にこれを使って、一般会計の負担を減らしたとのことです。八街市では、不登校率が国や県と比べても大変多く、長い間子どもたちや保護者の皆さんが大変苦しんでおります。こんなときこそ、全額を教育費に使って、思い切った不登校対策とすべきと思います。また、消費税増税によって、特に大きな影響を受ける低所得者への十分な政策を求めて、反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第13号は、平成25年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から、「保険税の収入の状況を伺う」という質疑に対して、「平成26年1月末では、現年度分課税について、対前年度比0.42パーセント上昇しています。厳しい状況ではありますが、前年度を上回る決算が迎えられると期待しています」という答弁がありました。

次に、「保険給付費の増加をどのように分析しているのか伺う」という質疑に対して、「さまざまな要因があると理解しています。一番端的なものと高齢化があります。年齢を重ねると必然的に医療にかかる機会が総体的に増える状況になりますので、多くの部分は、これにあると考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

案第14号は、平成25年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から、「保険料の値上げについて、どのように考えているのか」という質疑に対して、「市町村単位ではなく、広域連合で行われるものです。千葉県下54市町村の全体の協議の中で、平成26年度からの均等割、所得割の保険料率の値上げと決定しました。千葉県の値上げ率は、他県と比較しても決して高いものではなく、全体の平均としても決して高い位置にあるものではないと認識しています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第15号は、平成25年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から、「財政安定化基金貸付金から借りた場合、介護保険料に上乗せされるのか伺う」という質疑に対して、「今回の1億1千400万円の償還については、第6期平成27年度から3カ年で償還するものでして、その分について、次期介護保険料に上乗せになります。なお、一人当たりの上乗せを第5期で算出した場合、217円の上乗せになります」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「今回の補正は、財政安定化基金から1億1千400万円を借りようとするものです。不足分を補うことは当然ですが、財政安定化基金から借りることによって、平成27年度から始まる第6期介護保険制度の保険料に、借金分を上乗せすることは許されません。市長は、一般会計からの繰り入れも考えたけれども財政が厳しいためにできなかったと答弁がありました。しかし、平成23年3月1日現在、八街市において、保険料の普通徴収は3千94名でしたが、うち滞納者は1千568名、50.7パーセントにも上って、山武市に次いで県下ワースト2位という大変な状況です。千葉県下の収納率の平均は29パーセントで、八街市の滞納は県平均よりも高いということで、保険料を払えないために介護サービスを制限された人は、平成23年5月1日現在、17名です。保険料滞納者が多数を占めるもとの、財政安定化基金からの借り入れ分一人当たり217円を上乗せするならば、さらに滞納者が増えるのは明らかです。上乗せしないためにも財政安定化基金からの借り入れではなく、一般会計からの繰り入れを求めて反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第18号、平成26年度八街市一般会計予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算の内、歳出2款総務費の内3項、3款民生費、4款衛生費の内1項1目から4目、9款教育費についてです。

審査の過程において、委員から、歳出3款では、「社会福祉総務費では、民生委員の定員数の状況を伺う」という質疑に対して、「民生委員、児童委員については、平成25年度は3年に一度の一斉改選の年でした。平成24年12月の民生委員協議会等において、一斉改選にあたって増員希望のあるところについては、申し出の手続を経たところ、2名の増員希望がありましたので、改選後はそれまでの91名から93名に増加しています。93名のうち6名が主任児童委員になりますので、民生委員としては、85名から87名へと2名増となります。県の定めている定数には達しています」という答弁がありました。

次に、「臨時福祉給付金は、住民税非課税世帯に一人1万円を支給し、また、基礎年金等の方に5千円を加算するというものですが、漏れてしまう方がいないように給付金の徹底はどのように図るのか」という質疑に対して、「現在のところ国と全国自治体とのQ&Aが繰り返されており、その方法等準備を進めているところです。周知を徹底するために現在考えているのは、全戸にポスティング等によるチラシの配布、また広報、ホームページにも同時にお知らせをする形をとりたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「ドメスティック・バイオレンスに関係する予算措置はされているのか、伺う」という質疑に対して、「相談の窓口としては、児童家庭課の相談員もしくは職員で受けております。予算措置は、児童福祉総務費に家庭児童相談員、母子自立相談員の報酬と、母子援護対策費に施設入所委託料を計上しています」という答弁がありました。

次に、「在宅障害者福祉費のグループホーム運営費補助金が、前年度と比較して減額している理由を伺う」という質疑に対して、「平成25年度の当初予算においては、新設のグループホームなど2施設分を見込んでいましたが、1施設の計画が遅れているために、平成26年度は減額となっています」という答弁がありました。

次に、「老人ホーム入所援護対策費の内容を伺う」という質疑に対して、「現状では、入所されている方については、坂田苑が1名、四街道老人ホームが2名、千葉市の和陽園が1名で計4名の方が入所しています。平成26年度は、プラス1名分確保して5名分となっています」という答弁がありました。

次に、「ひとり暮らし高齢者等訪問業務の内容を伺う」という質疑に対して、「社会福祉協議会の人件費70万5千348円が主なものとなります」という答弁がありました。

次に、「緊急通報装置設置管理業務が前年度より減額しているが、ひとり暮らし、高齢者世帯が増えている中で、実態に合った予算になっているのか」という質疑に対して、「管理費として480台分、全体としては5千760月分ということで、必要とされる方には全て設置できると考えています」という答弁がありました。

次に、「高齢者生きがい対策事業では、老人クラブの会員数の状況を伺う」という質疑に対して、「老人クラブの会員数は、平成24年度は、46クラブで1千830人。平成25

年度は、1クラブ合併して45クラブになり、1千894人になります」という答弁がありました。

次に、「身体障害者用自動車改造費の近年の実績を伺う」という質疑に対して、「実績については、平成22年度1件、23年度4件、24年度2件になります。平成26年度予算計上は2件分になります」という答弁がありました。

次に、「障害者自動車運転免許取得助成費の内容を伺う」という質疑に対して、「免許の取得費用の3分の2、10万円を限度として助成しています」という答弁がありました。

次に、歳出4款では、「4月に東千葉メディカルセンターが東金市に開設されますが、医療圏が違うため直接的な負担金等の責任義務はないと考えます。しかし、実際メディカルセンターが開設されると八街市民もお願いすることになると思いますので、その対応はどのようになるのか」という質疑に対して、「八街市にも平成23年頃に、負担をとということで要望がありましたが、医療圏の違いがありますので、ひとまずは地元の医療圏の協議が整ってからの問題になると考えています」という答弁がありました。

次に、「麻疹が流行の兆しがあるということですが、対応はどのように考えているのか」という質疑に対して、「去年は風疹が流行して、急遽風疹ワクチン接種に対して助成したところですが。現在は、麻疹について状況を見ているところですが、何らかの対応をせざるを得なくなれば、去年の風疹と同様に早急に対応したいと考えています」という答弁がありました。

次に、「肝炎ウイルス検診を廃止した経緯を伺う」という質疑に対して、「平成14年度に開始して、初年度は55.7パーセントの受診率でした。2年目の平成15年度は53.8パーセントとかなり高い受診率でした。肝炎ウイルス検診の対象者は、5歳刻みで、5年間で一巡すれば全ての方が対象になる方法でしたので、平成19年度になると受診率が22.1パーセント、平成20年度は12.4パーセントとかなり下がりましたし、同様の検診を県で行っているため本市では一旦終了しています。平成26年度は実施する予定です」という答弁がありました。

次に、「健康増進のため、健康器具などを設置する施設の考えはないか」という質疑に対して、「施設等になると予算がかかりますので、まず予算を伴わないものとして、既存の施設等を利用して、ウォーキングロードなど、市民の方が気軽に参加できるものを検討したいと考えています」という答弁がありました。

次に、歳出9款では、「教育指導費のカウンセラーの活動状況を伺う」という質疑に対して、「カウンセラーの活動は、市のカウンセラー1名が巡回相談で小学校を回っています。また、臨時的に県のカウンセラーも小学校を回っていますが、まだまだ十分な形とは言えませんので、さらに充実した対応の準備を進めているところですが」という答弁がありました。

次に、「学校図書館司書費は、少ない予算でどのような教育効果があるのか伺う」という質疑に対して、「勤務条件としては、1日4時間、週3日で、年にして138日の勤務になっています。配置計画は、学校図書館司書1名が3校を勤務する計画です。1校当たりによ

ると、勤務日数は週1日、年にして46日になります。勤務日は、原則として曜日で固定しますので、来校日にあわせて、学校の図書委員会等を活用して、子どもたちが本とふれ合う機会を増やし、また、市の図書館との連携を図りたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「小中学校校長会の負担金は、平成24年度は29万5千円、平成25年度は5万9千円で、平成26年度はかなり増額になっている理由を伺う」という質疑に対して、「八街市の長期欠席、学力向上に向けて、さらに研究の成果を上げていこうということで、校長、教頭の活動を期待し、予算計上いたしました」という答弁がありました。

次に、「学校用務員の状況を伺う」という質疑に対して、「現在、正職員が5名、臨時職員が8名になります」という答弁がありました。

次に、「学校給食費の賄い材料の米については、学校給食会から仕入れていると思いますが、組合から市が購入している金額に合わせて納入したいという意向もありました。市の教育委員会で選択すれば、八街市の米を使えるのではないか」という質疑に対して、「地元の米を使うのは可能と考えています。しかし、年間使用する量を確保できなければならないと考えています」という答弁がありました。

次に、「教育振興費の研究用図書の少ない予算は、どのように活用しているのか」という質疑に対して、「研究用図書として中学校においては、部活動指導等含めて、専門分野の書籍購入に充てるものです。小学校においても、得意な分野、苦手な分野の研究をするための費用になります」という答弁がありました。

次に、「青少年健全育成により、八街市の大きな問題である不登校、ひきこもりの問題について、しっかりと取り組んでいく必要があるのではないか」という質疑に対して、「予算立てはしていませんが、本市を管轄している千葉地域若者サポートステーションで相談業務を実施しているところです。八街市では、長期欠席、不登校の子どもたちに、未来の扉を開こう進路相談会を開いています。また、卒業生についても就労相談会を実施しています。平成26年度については、同様の相談会を実施するのに加えて、千葉地域若者サポートステーションの協力により、出張セミナー、相談会などを実施する予定です」という答弁がありました。

次に、「各学校にAEDが設置されていますが、使用方法などの訓練は常に行われているのか」という質疑に対して、「消防署に協力をいただき、先生方が使用できるように訓練を行っています」という答弁がありました。

次に、「小学校の理科教育振興用備品購入費が、昨年と比較すると4倍になっている理由を伺う」という質疑に対して、「増の要因は、朝陽小学校新校舎の建設に伴って、理科教室が一室増えることによります」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「総務費については、戸籍住民基本台帳費において、マイナンバー制度を導入するための予算ではないという答弁がありました。マイナンバー制度においては、行政が市民の情報を

一元化することでさまざまな市民の不安が広がります。問題の多いマイナンバー制度は進めないように求めます。民生費においては、消費税率の引き上げに際し、低所得者や子育て世帯への影響を緩和するために、3億3千814万7千円を計上し、対象者に臨時金を支給する臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯臨時特例給付金事業を計上しています。しかし、消費税増税によって市民の暮らしはさらに厳しくなり、増税の大きな影響を受ける低所得者への対策は、生活保護受給者を対象外にするなど限定されている上、1回限りの措置であり、負担増は解消されません。全ての世帯が増税になりますが、年収に対する負担増の比率は低所得者ほど高くなります。例えば、年収237万円の勤労者世帯の場合、世帯主の月給が17万円程度であり、税率が8パーセントになれば、5万7千529円の増税になり、1カ月分の給料の3分の1が吹き飛びます。低所得者の生活や中小業者の経営を悪化させる消費税引き上げは本来中止すべきですが、増税実施目前となっており、市民の暮らしを守る施策を求めます。障害者施策については、基本計画を職員の手で作るということは高く評価できません。当事者の要望・意見に沿った計画になるよう要望いたします。はり、きゅう、マッサージ施設利用助成費を昨年度より減額していますが、足りない方もいます。施設利用を機能訓練・予防医療と位置付け、必要十分な予算計上を求めます。2015年度に施行を目指す子ども・子育て支援新制度は、保育に対する国、自治体の責任を後退させ、保育への企業の参入の拡大、規制緩和、保育格差の拡大等、公的保育の根幹を解体するものであり、日本共産党は制度に反対ですが、条例を作るにあたっては、現状の保育条件を維持し、子どもたちの健全な育成ができる中身にするを求めます。母子援護対策の自立支援教育訓練給付金は新規事業ですが、母子世帯の暮らしが一段と厳しくなっている中、非常に重要な施策です。しかし、対象が2件ではあまりに少な過ぎます。厚生労働省が2011年に行った全国母子世帯等調査によると、母子世帯、父子世帯の母または父の平均収入は、それぞれ223万円、380万円で、母子世帯の収入は全世帯の平均収入の47パーセント、児童のいる世帯の38パーセントであり、厳しい生活実態に置かれています。安定した仕事を得ることができるよう制度の拡充を求めます。児童クラブについては、待機者をなくし、指導員や施設の充実を求めます。また、福祉センター3階の一室に親子の集いができる広場を、平成27年度から常設する施策は、市民が待ちに待った施策です。さらに、各学区に児童館の設置を求めます。健康増進事業については、検診だけではなく、身近で運動できる施設等の設置や禁煙対策等、予防医療の施策を取り入れることを求めます。生活保護費については、就労支援により就労できても正規職員としての就労は大変厳しい状況であります。生活困窮者自立支援法の施行により、さらに就労が促進されると思われませんが、健康で文化的な最低限度の生活ができる就労支援でなければなりません。安倍政権は、憲法第25条に基づく社会保障を解体する突破口として、生活保護基準の削減を進め、2015年までの3年間で670億円もの大幅削減を実施します。消費税増税を受けて生活扶助費が2.9パーセント引き上げられますが、削減分と差し引きすると30代夫婦と幼児の世帯では0.6パーセントのマイナスとなります。生活保護基準の引き下げは許されることではありません。また、今年の臨時国会

で成立した改悪生活保護法が主に7月から実施されますが、八街市においては、申請の意思があれば確実に申請書を渡す、口頭で意思を示せばそこから受理して、審査が始まる。全てが記載されていなくても、扶養は保護の要件ではなく、保護の要否の判断に影響を与えるものではないなどの方向で運用すると答弁されました。確実に実施するよう求めます。衛生費については、健康増進事業の内容を、健診事業だけではなく、病気予防の施策として運動の推進、禁煙対策などの強化を求めます。教育費については、八街市の不登校率が中学校で5.97パーセント、134人で、全国平均の5.48倍、県平均の2.47倍、小学校では0.96パーセント、36人で、全国平均の3.1倍、県平均の3.7倍高い状況が続いています。不登校の原因について明らかにし、子どもたちを支援する対策を早急にとっていただきたいと思います。全国学カテストについては、今年度から市町村、学校名を明らかにした成績の公表が可能となりますが、公表によってさらに異常な競争教育が加速されかねません。公表すべきではないと思います。八街市においては、新年度予算において、特別支援教育支援員を8人増員、図書館司書4名を新たに配置し、教育指導諸費を平成25年度と比較すると1千659万4千円増額したことは評価できます。しかし、図書館司書を1日に4時間、週3日、4人の配置では少な過ぎます。教育を最優先課題と位置付け、教育環境を整えるために、教職員及び図書館司書の増員、相談員の計画的な増員を求めます。小中学校の施設整備費、消耗品費の増額も必要です。そして、平成24年度から28年度まで予算措置がされている学校図書標準達成のための、児童・生徒用図書整備計画を立て、研究用図書費の増額を求めます。幼稚園については、子ども・子育て新システムにおいては、幼稚園も補助金給付の対象になりますが、八街市においては当面現状のまま市立幼稚園で続けていくということで、これはぜひお願いしたいと思います。中学校の就学援助金については、生徒会費、PTA会費を含めて支給することは、高く評価できます。さらに、クラブ活動費についても支給の検討をよろしくお願いいたします。最後に、青少年健全育成について、従来から実施している施策に加え、八街市の大きな課題であります不登校への取り組み、ひきこもりについても八街市独自の施策充実を求め、反対討論いたします。」

次に、賛成討論がありました。

「3款民生費では、社会福祉費の中で、消費税の引き上げに際し、低所得者に与える影響に鑑み、臨時的な給付措置として臨時福祉給付金給付事業費が計上されております。また、児童福祉費の中でも、消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するため、臨時的な給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費が計上されております。社会福祉費の中では、障害者基本計画・障害福祉計画策定事業を業者委託にしないで、職員自らの力で策定しようと、必要な印刷製本費などの経費を計上されております。また、高齢化の進展の中で、老人ホーム入所措置援護対策費を、前年度比で大幅に増額しております。加えて、児童福祉費の中では、保護や支援を必要としている女性に対する相談業務の強化を図るため、婦人相談員設置のための経費が計上されるとともに、ひとり親家庭の母または父が、就労のために必要な資格や技能を取得することを支援するひとり親家庭自立支援教育訓練給

付金事業費が計上されております。さらに、子ども・子育て支援新制度が平成27年度からスタートすることから、新制度に対応する電子システムの構築のため、子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等業務の経費が計上されております。4款衛生費では、保健衛生費の健康増進事業費の中で、肝炎ウイルス検診を実施するための経費が計上されております。9款教育費では、教育指導費の中で、校内適応指導教室補助教員4名、特別支援教育支援員23名、カウンセラー1名、図書館司書新たに4名、外国語指導助手4名、学校教育相談員5名の人件費が大幅に増額され、学校教育への配慮がなされました。また、小学校費では、厳しい財政状況ではありますが、適正な維持管理費、教育振興費が計上されております。特に教育振興費の中で、児童就学援助費にはPTA会費の費用が追加されました。学校建設費では、朝陽小学校の工事費のほか3校分の非構造部材耐震対策調査業務費も計上され、子どもの安全・安心を最優先の予算となっております。中学校費においても、生徒就学援助費には、PTA会費及び生徒会費が追加されました。また、本年度末でメンテナンスできなくなる小中学校のコンピュータ、小学校3校、中学校3校、計6校の240台について、全て新しいものに交換される配慮がされました。幼稚園費においても、維持管理費、就園奨励費等が適正に計上されたほか、特別支援員も1名増員の計6名分が予算計上されております。社会教育費では、これまでのスクールコンサートを県民芸術劇場公演との共催で行うなど、工夫が見られます。限られた予算の中で、多くの社会教育やスポーツの事業が充実しております。平成26年度も厳しい財政状況の中で、必要となる費用について配慮された予算となっているものと思われます。このようなことから、賛成をするものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第19号は、平成26年度八街市国民健康保険特別会計予算についてです。

審査の過程において、委員から、「歳入の保険税が昨年度と比較して減額になっている要因を伺う」という質疑に対して、「被保険者数については、さほどの増減はありませんが、課税標準となる所得の減少が、保険税収納額の減少の原因になると考えています」という答弁がありました。

次に、「療養給付費交付金と共同事業交付金の減額理由を伺う」という質疑に対して、「療養給付費交付金については、退職者医療に係る分になります。退職者医療制度は平成27年3月31日をもって終了するというので、対象人数が減ってきますので、それに対して交付金は減ることになります。共同事業交付金については、高額療養費等について各県内の保険者で財政の共同安定化を図るための拠出金とそれに見合う交付金になります。結果的に過去の数字により算定しますので、拠出よりも交付の方が若干少ない平成26年度の予算計上になりました」という答弁がありました。

次に、「延滞金及び過料で保険税延滞金など、昨年度と同程度の予算計上をしている理由を伺う」という質疑に対して、「延滞金については、支払いのタイミングなどにより数字は変わりますが、基本的に昨年度と同等程度の予算計上をしました」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「国保税について、2014年度から応益割の5割軽減、2割軽減の対象者が拡大されるようです。しかし、それと引き替えのように、国保税の賦課限度額は医療分（後期高齢者支援等分）が2万円、介護納付金分が2万円引き上げられ、合計4万円増の81万円になり、負担が大きく増えます。平成24年度の医療給付費分、後期高齢者支援金分の国保軽減世帯の割合を平成20年度と比較すると、7割、5割、2割軽減は、それぞれ4.5パーセント、1.13パーセント、1.24パーセント増で、合計5.82パーセント増加しています。軽減世帯は合計5千467世帯で、国保加入世帯1万4千426世帯のうち、37.9パーセントが国保税軽減世帯。国保加入世帯の経済状況の悪化と八街市の国保財政の基盤がいかに脆弱かを物語っています。日本医師政策機構の2013年日本の医療に関する世論調査によると、4人に一人が経済的理由で受診を控えていると発表しております。このような中で70歳から74歳の医療費2倍化は、医療受診抑制を引き起こすだけで、許されません。受診抑制を防ぐために国保法第44条、第77条に基づく窓口一部負担金減免、保険税減免の利用促進を求めます。また、平成26年度の保険給付費は、前年度比で約2億8千279万円増ですが、前年度よりも少ない増額を見込んでいます。物価値上げ、消費税引き上げ、年金引き下げ等による生活悪化による受診抑制が起こり、医療費の受給が増えるのではないかと予想されます。そして、減免制度の利用促進に加え、一般会計からの制度外繰り入れを復活させて、ぜひとも払える国民健康保険税にしていきたいと思えます。予防としては、特定健診の受診率が低い状況を改善させなければなりません。魅力ある健診内容と健診の無料化を求めます。人間ドックについては、大変人気があり、多くの方が歓迎していることに喜びを感じますが、お金がなければ利用できません。お金の有無を心配せずに受診できるよう健診の無料化を求め、反対討論といたします。」

次に、賛成討論がありました。

「我が国の国民皆保険制度は、世界でも有数の保険制度であります。中でも国民健康保険制度は、多くの国民が加入する大変大事な制度であります。しかしながら、近年、全国の市町村国保会計は約3千数百億円の赤字があると言われております。我が市も例外ではなく、一般会計繰入金を余儀なくされております。これは、長引く景気低迷による低所得者や無職者の増加、被保険者の高齢化に伴う医療費の増嵩、制度内に内包する構造的な脆弱さのために、厳しい財政状況が続いています。政府は現在、国保の市町村会計からより広域の都道府県会計に移行すべく、知事会等でヒアリングを行っています。八街市の自助努力については、国保担当者、市税等徴収対策本部の尽力により、国保税の収納率が数年前まで77パーセント台であったものが、平成24年度が84パーセント台、平成25年度見込みについても84パーセント台を確保できる見通しと承知しています。また、保健事業では、特定健康診査の昨年の予算は3千553万6千円でしたが、本年度の予算は4千239万8千円と、新たに腎機能検査を追加、そして貧血検査を全員実施化して、平成24年度から実施している人間ドック助成事業費については、昨年600万円から本年度800万円と助成対象者の拡大を継続実施して、疾病の早期発見により重症化を防ぎ、医療費の抑制が期待されています。以

上のことから賛成します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第20号は、平成26年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

審査の過程において、委員から、「保険料については、2014年度から応益割については、5割軽減、2割軽減の対象者が拡大するようですが、当市の対象者数を伺う」という質疑に対して、「全体で新たに263名の方が対象になります」という答弁がありました。

次に、「保険税を滞納している方に差し押さえ等は行っているのか」という質疑に対して、「基本的に差し押さえは実施していません」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「この制度は、浸透しているという考えが示されていますが、年金月額1万5千円以下の低所得者等の方々が、保険料を払いきれないという大きな矛盾を抱えています。保険料の軽減が5割、2割とされても収入が増えるわけではありませんから、解決ができません。そういう中での4月からの保険料引き上げは認められません。この制度は、地方自治体の努力だけでは、保険料値上げを抑えるには限界があります。高齢者だけが加入している後期高齢者医療制度は、負担を増やすか、それとも病院に行くのを我慢するかという二者択一を高齢者に迫る、こういう大変冷たい制度です。この仕組みを改めない限り、根本的な解決はできません。八街市では、滞納者に対して短期保険証の交付はやめました。これは大変評価できます。大変冷たい制度ではありますが、少しでも高齢者の方々が、安心できる制度にしたいと思っています。そして、根本的には、問題だらけの差別的な制度を廃止し、以前の老人保健制度に戻すよう求めて、反対討論といたします。」

次に、賛成討論がありました。

「後期高齢者医療制度は、75歳以上の全ての方々がこれからも安心して医療を受けることができるよう、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、若い世代を含めた全ての世代で支え合う医療制度として、平成20年度に創設されました。しかしながら、75歳に到達すると、それまで加入していた保険制度から分離した保険制度に加入させるといった年齢による区別をしている等の問題点が生じていたことから、3党の実務者協議並びに社会保障制度改革国民会議において検討され、昨年8月の国民会議の取りまとめでは、現在では十分定着しており、今後は現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行うことが適当との報告が出されております。さて、このような中、平成26年度の後期高齢者医療保険事業ですが、保険料につきましては改定の年であり、保険料率0.14パーセント、均等割額1千300円の増となっておりますが、保険料軽減措置を拡大し、被保険者の負担軽減は継続されております。また、給付につきましては、被保険者数の急増により、保険者である広域連合への負担金の増加が推測されますが、義務的経費であるため、やむを得ないものと考えられます。今後は、高齢者医療制度について、国の動向に十分留意いただき、的確な対応を図ることを期待し、賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第21号は、平成26年度八街市介護保険特別会計予算についてです。

審査の過程において、委員から、「介護保険料は7千470万9千円の増額を見込んでいるが、年金の引き下げ、消費税増税などの情勢の中で、保険料の増額が見込める根拠を伺う」という質疑に対して、「平成26年度において、第1号被保険者数の増を見込んだところです」という答弁がありました。

次に、「保険料の収納について、新年度はどのぐらいの滞納率になると見込んでいるのか」という質疑に対して、「普通徴収の収納率については、平成24年度ベースで、過年度分を含めないと75.76パーセント、過年度分を含めると56パーセントぐらいの収納率になります。滞納分については、前年並みの徴収率で見込んでいます」という答弁がありました。

次に、「介護予防サービスが前年度と同額で足りるのか」という質疑に対して、「要支援1、2の方々の利用状況を見てみると、住宅改修や、福祉用具貸与などが全体の30パーセント近くになっています。それ以外の予防関係については減っています。反対に介護が増えている状況ですので、今回予算計上した額で予防給付の関係は足りると考えています」という答弁がありました。

次に、「訪問介護や通所介護の利用は減っているのか」という質疑に対して、「平成25年12月末では、訪問介護が8.6パーセントの減、訪問看護が36.67パーセントの減、訪問リハビリテーションが14.7パーセントの減、短期入所が32.66パーセントの減、小規模多機能が24.07パーセントの減というように、軒並み下がっています。そのかわりに介護が増えていく状況です」という答弁がありました。

次に、「高齢者虐待防止連絡協議会の活動内容を伺う」という質疑に対して、「この協議会の委員は、市民部長を会長として、佐倉警察、民生委員、社会福祉協議会、ケアマネジャー協議会、シニアクラブ連合会などの方々を委員として、12名で構成されています。虐待防止ということで、多方面から助言・指導いただき議論するなど、活動を行っています」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「平成23年度の八街市の介護保険料の滞納者は1千568人で、普通徴収者の50.6パーセントを占め、山武市に次いで県下ワースト2となっています。滞納しているためにサービスの給付制限を受けている人は17人です。このような中、次期保険制度において財政安定化基金からの借り入れ分、一人当たり407円も上乗せする保険料値上げも計画されようとしています。滞納問題を解決せずに保険料引き上げは許されません。引き上げにつながる財政安定化基金からの借り入れをやめて、一般会計からの繰り入れを強く求めます。次期介護保険制度では、保険料の引き上げをすする一方で、さまざまなサービス制限が行われようとしています。その中で、介護度が低い方々へのサービスを各自治体に押し付けようとしています。調査によると、自治体が対応できると答えている自治体もありますが、3割以上の自治体が対応できないと答えています。このような介護保険制度の改悪ではなく、介護保

険制度が始まったときの、社会で介護を引き受けるんだと、こういう最初に制度を作ったときの状況を見極めて、ますます介護が必要な人が安心して暮らせるそういう社会に向けて、制度を充実させていただきたいと思います。そのためにも、地域包括支援センターを、少しずつ全中学校区への設置を求めて計画をしていくという、この計画をぜひ強力に進めていくことを求め、反対討論といたします。」

次に、賛成討論がありました。

「平成26年1月31日現在の高齢者人口は、1万6千952人、人口に占める高齢者の割合、高齢化率は22.84パーセントに達し、2千298人の方が要支援・要介護認定を受けております。介護保険制度が発足した平成12年度末の高齢者人口の9千135人、要支援・要介護認定者数の839人と比較しますと、高齢者人口は1.86倍に、要支援・要介護認定者数は2.74倍に増加するなど、より一層の高齢化の進展とともに、介護を必要とする方が増加しております。平成26年度介護保険特別会計予算は、歳出においては、高齢化社会の急速な進展に伴う介護サービス利用者の増加に対応した38億3千3万3千円の計上であり、歳入においては、保険給付の支給を補うべく、国、県、支払基金及び市の負担割合に応じて計上し、介護保険料は、第1号被保険者の増加に伴い、前年度より9.76パーセント増の8億3千994万1千円を見込み、なお不足する財源の補填として、千葉県が設置する介護保険財政安定化基金を活用することにより均衡を図っております。以上のことから、介護保険財政の健全性、持続性を確保すべく努力されており、賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞご常任委員会の決定どおり、ご賛同いただきますことをお願い申し上げまして、委員長報告とさせていただきます。

○議長（林 修三君）

ここで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

質疑なしと認めます。

これで文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了いたします。

会議中ではありますが、ここで昼食ため休憩いたします。

午後は1時10分より再開いたします。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午後 1時10分）

○議長（林 修三君）

それでは、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、山口孝弘経済建設常任委員長。

○山口孝弘君

経済建設常任委員会に付託されました案件7件につきまして、去る3月11日、12日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第10号は、市道路線の認定についてです。

これは、開発行為により帰属されました団地内の道路について、新たに市道路線として認定するものです。現地調査をし、審査を行いました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第12号、平成25年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費、第2表継続費補正の内7款土木費、第3表繰越明許費の内7款土木費、10款災害復旧費についてです。

審査の過程において、委員から、「小型合併浄化槽補助金について、事業が確定したので減額とのことですが、どのくらいの事業が行われたのか伺う」という質疑に対して、「平成25年度につきましては、5人槽が19基、6人槽が2基の合計21基、事業費では1千262万8千円となり、平成25年度より新設分が対象外となっていますので、多少の減が見込まれます」という答弁がありました。

次に歳出6款では、「国の政治、また原油高での物価上昇の影響であると思いますが、商店街電灯代以外にも商店街の負担になる部分などの要望は、商店街から出されていないのか伺う」という質疑に対して、「現在、商工課で担当している電灯料以外の補助金の要望は、各商店街や商店街連合会などからは聞いていません」という答弁がありました。

次に、歳出7款では、「土地開発基金の精算で、公共核施設用地の209万8千円と、かなり高いと思うが、利率はどのくらいか伺う」という質疑に対して、「公共核施設用地の利率ですが、平成22年10月31日からの利率が発生しており、4本あり、平成22年10月31日から平成23年10月31日までが0.55パーセント、平成23年10月31日から平成24年10月31日までが0.03パーセント、平成24年10月31日から平成25年3月31日までが0.03パーセント、平成25年10月31日から平成26年3月27日までが0.025パーセントで、トータルで209万7千752円です」という答弁がありました。

次に第2表では、「榎戸駅整備事業費が1億3千700万円から9千774万1千円と、どうしてこのような開きが出てきたのか伺う」という質疑に対して、「継続費減額の最大の理由は、基本設計に入る前にJRとの協議の中で、橋上駅舎の位置関係が変更になり、大きな移設が絡んでいた電気室の移設がなくなったことが大きな理由と、工事の方法など、市として事業費的には抑えていくという考え方で協議を進めており、この中で詳細設計分の委託

費が減額になったものです」という答弁がありました。

次に第3表では、「災害復旧費が繰り越しとなるが、災害を受けた道路が全て繰り越しの中で処理できるのか伺う」という質疑に対して、「大谷流のゴルフ場脇の道路が陥没しておりましたが、市の一般財源で復旧します。これは今年度中に完了しますので、今回繰り越しをする路線は2路線となります」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「補正予算は、本来ならば住民の声や暮らしを見ながら実態に即して予算を組むべきであります。環境整備を基本とするクリーンエネルギーの推進である太陽光は、市の活性化事業などへの前向きな補正予算とは言えず、市民生活と中小業者の経営を温める対策はありません。働く人の賃金は18カ月連続で減少し、社会保障の連続の改悪、年金削減で、市民のほとんどが景気回復の実感どころか、これらの生活の厳しさをどうしていくのか、不安を隠しきれません。深刻な雇用対策や生活支援対策など市民生活を温める対策を求めて、反対をします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第16号は、平成25年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から、「市債について、下水道事業債がかなり減となっているが、内容を伺う」という質疑に対して、「市債借り入れの減の理由は、汚水及び雨水の単独事業費の減額によるものです。内訳は、公共下水道事業債単独事業については4千470万円の減で、主な理由は人件費の減で64万円、長寿命化計画策定業務の入札による事業費の確定に伴う減で16万円、汚水整備事業費の入札等による事業費の確定に伴う減で1千260万円、雨水整備事業費の入札等による事業費の確定に伴う減で3千130万円となっています。また、流域下水道事業債補助事業40万円の減は、印旛沼流域下水道事業建設費負担金が負担率の改定により114万9千円の減となったことによるものです。下水道事業債120万円の減については、一般財源の組み替えによるものです」という答弁がありました。

次に、「委託料、維持管理計画等策定業務の減の理由を伺う」という質疑に対して、「長寿命化計画策定業務の入札差金によるものです」という答弁がありました。

次に、「下水道整備工事、平成25年度当初予算で3千312万8千円が、736万8千円の減となっているが、この理由を伺う」という質疑に対して、「当初予算では枝線整備を4本予定していましたが、補助事業の補助金内示額の関係で単独事業の工事を中止しており、その分減額となっています」という答弁がありました。

次に、「印旛沼流域下水道事業建設費負担金が、114万9千円の減になった理由を伺う」という質疑に対して、「八街市建設負担金の割合が減少したことに伴い減額となっています。建設費負担金の算定は、全体計画の日最大汚水量の汚水量割合に伴い、関係14団体の比率割合で案分し負担しており、その改定が平成24年度にあったものです」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第17号は、平成25年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

審査の過程において委員から、「東京電力の賠償収入の内訳を伺う」という質疑に対して、「水質の検査手数料を請求しており、これは平成24年度になります、68検体の検査手数料として計上してあります」という答弁がありました。

次に、「過年度分損益修正損198万2千円が不納欠損になっているが、世帯数は何軒なのか伺う」という質疑に対して、「世帯件数では106世帯です」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第18号、平成26年度八街市一般会計予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算の内、歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費についてです。

審査の過程において、委員から、歳出4款では、「千葉県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金2万6千円の事業内容を伺う」という質疑に対して、「県内の合併浄化槽の担当職員の研修会等を開くための負担金です」という答弁がありました。

次に、「不法投棄監視対策の実績を伺う」という質疑に対して、「不法投棄監視員の報告では、平成24年度は、監視回数が719回、延べ人数1千772人、発見件数186件、うち区監視員による処理が155件、市に処理依頼のあった件数が31件です。次に不法投棄監視業務については、平成24年度は、22カ所を夜間または土曜日等に監視いただいております、年30日間、産業廃棄物など不法投棄された場所に変化があった場合には、市の方に連絡をいただき、何かあった場合は県と市で対応します。平成25年度は、19カ所、年間25日間であります」という答弁がありました。

次に、「住宅用太陽光発電推進事業費は、平成25年度、60基、420万円、平成26年度は53.2万円と積極的な予算と受け止めていますが、何基分なのか伺う」という質疑に対して、「限度額の3.5キロワットの76基分であります」という答弁がありました。

次に、「水質対策では、市内には産業廃棄物だけではなく、窒素が出たりなどの問題もあり、何年かに一度、場所の選定方法を変更して、新たに調査する必要があると思うが、考えを伺う」という質疑に対して、「現在、隔年で南北を60本ずつ行っていますが、これは、八街市内の地下水の変化を調べるために同じ井戸を調べており、数値は変化している状況です。この60本については、できるだけ固定した方が八街市内の地下水の変化を見るということからすれば、一番の策と考えています。ただし、残土または産業廃棄物等で埋め立てをして、その後、地下水が心配ですので、この事業とは別に地下水の調査をしているところもあります。埋め立て等で近辺が心配な場合は、別の考え方として地下水の検査を行っていく方がよいと考えています」という答弁がありました。

次に、歳出5款では、「千葉県農業会議拠出金26万円、印旛郡市農業委員会連合会負担金4万8千円の内容を伺う」という質疑に対して、「千葉県農業会議拠出金は均等割、農家戸数割、経営耕作面積割等で支出しており、内容は、八街市の問題があった時等に相談する上部組織となっています。印旛郡市農業委員会連合会負担金は、農業委員または事務局職員

の研修会等々の費用です」という答弁がありました。

次に、「農業研究会の事業と補助金の使い方について伺う」という質疑に対して、「市内の農業団体8団体で組織する市農業研究会に対する補助金になります。具体的には、グリーンやちまた園芸部、JA女性部、養豚組合、酪農組合、指導農業士及び農業士会、植木組合、JA青年部、酒米生産組合が実施する事業に対する補助金です。各団体のPR活動、試験研究などの活動支援として、補助金を交付しています」という答弁がありました。

次に、「耕作放棄地の状況について伺う」という質疑に対して、「平成24年度では、簡単に再生できる緑判定が161ヘクタール、雑木が生えていて再生が難しい黄色判定が107ヘクタール、合計で268ヘクタールです。平成25年度は若干減少しておりますが、緑判定が133ヘクタール、黄色判定が102ヘクタール、合計で235ヘクタールで、約30ヘクタール減少傾向が見られる状況です」という答弁がありました。

次に、「農業再生会議負担金84万円の事業内容と実績について伺う」という質疑に対して、「米の生産調整を円滑に行うため導入している水田システムの使用料、保守点検あるいは推進活動に伴うパンフレット等の作成のための支援として、補助しています」という答弁がありました。

次に歳出6款では、「消費生活相談の体制を伺う」という質疑に対して、「八街市消費生活センターの現在の体制は、月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで、相談員4名が交代で勤務し、相談の対応にあたっています」という答弁がありました。

次に、「商店街振興事業では、空き店舗対策の取り組み状況を伺う」という質疑に対して、「八街駅南口商店街振興組合で行っている八街市推奨の店ぼっち、ぶらんみなみ、ギャラリー一悠々への助成等を平成26年度も続け、空き店舗対策を行っていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「特産物販売促進業務の事業内容を伺う」という質疑に対して「特産物販売促進業務は、平成25年度まではアンテナショップ運営業務になっていましたが、平成26年度より業務名を変更しました。八街駅南口商店街振興組合の八街市推奨の店ぼっちに業務委託をして、八街市とともに落花生を中心とした市の特産物をPRするために、市外、県外で年間40回程度を見込んでいます」という答弁がありました。

次に、「特産物のインターネット販売の実績を伺う」という質疑に対して、「インターネット販売では、平成24年度は9月から開始して、22件、約8万5千円でした。平成25年度は、1月現在で59件、約31万5千円のご注文をいただいています。また、ぼっちのホームページからの注文は、平成24年度は121件、約40万円、平成25年度は152件、約75万円のご注文をいただいているところです。順調に伸びているので、引き続き実施していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に歳出7款では、「土木総務費の国道409号道路整備促進期成同盟会の活動内容を伺う」という質疑に対して、「会議は、幹事会が年2回程度と総会になります。要望については、文章と図面により、現状と整備要望をまとめ、その整備に関係する首長の名刺をセット

にして、県土整備部長をはじめ関係課長、関係する土木事務所長に整備要望を上げています」という答弁がありました。

次に、「道路境界確定費では、市道未登記路線の状況等を伺う」という質疑に対して、「未登記については、筆としてカウントしています。平成18年度は1千411筆ありました。平成25年度末は1千335筆となります。個人の財産であり、相続の問題、抵当権があつたりしてなかなか進まない状況であります。道路の工事の際に可能な限り実施しています」という答弁がありました。

次に、「住宅リフォーム補助の実績と経済波及効果について伺う」という質疑に対して、「平成25年度は、申請件数が61件、補助金が500万円。市内の経済効果としては、総事業費が6千267万4千661円になります」という答弁がありました。

次に、「市営住宅の今後のあり方についてどのように考えているのか」という質疑に対して、「市営住宅についてのスケジュールについては、平成26年度に富士見団地の解体を行い、それに伴って用途廃止をして、行政財産から普通財産へ変更します。平成27年度については、朝陽団地の昭和46年度建築分について公募の停止を行い、市営住宅入居管理要綱を策定して、平成28年度から九十九路団地と長谷団地に単身者が入居できるようにします。平成28年度については、朝陽団地の昭和47年度、48年度に建築した分について公募を停止します。平成29年度については、地域住宅計画を策定して、平成30年度に九十九路団地と長谷団地のバリアフリー化も含めて長寿命化計画を作成する予定になっています」という答弁がありました。

次に公園費では、「榎戸の公園用地の整備状況を伺う」という質疑に対して、「地権者の3名のうち1名の方から、昨年、土地を提供したいと相談がありましたので、内部で協議をした結果、用地購入費を計上しました。市としてはこの1名分の用地購入を優先し、その後、他の2名の方からも財政状況を見ながら購入していきたいと考えています。八街市の一人当たりの都市公園面積は、0.74平方メートルと低い状況ですが、徐々に増加していく形になります」という答弁がありました。

次に、「道路改良工事では、市道210号線の歩道を改良するとのことですが、工事場所はどこから進めるのか伺う」という質疑に対して、「用地買収が終了次第になりますが、基本的には北側から進めたいと考えています」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「平成26年度政府予算は、消費税増税8兆円、社会保障改悪を合わせると10兆円もの負担を国民に押し付け、あわせて、年金の削減で暮らしも経済も、これで落ち込むことは明白で、市民生活に多大な影響を及ぼすことは間違いありません。市の新年度予算は、相次ぐ改悪のもと、福祉や暮らしに資するという地方自治体の本来の役割を發揮させ、地元中小企業の経済振興、自然エネルギーの利用促進、農業振興など地域内経済循環を促進することが求められています。付託された中で、新規就農者への市独自の支援金や買い物難民への対策など、新たな取り組みなど評価する部分はありますが、地域経済をどのように活性化させて

いくのか。どう元気にしていくのかという街づくりの方向性が見えない新年度予算となっています。増税による地域経済への影響を緩和する独自対策を求めて、新年度予算に反対します。」

次に、賛成討論がありました。

「安倍政権の経済対策アベノミクスの効果などで景気回復の兆しが見え始めておりますが、依然として、本市の財政状況は大変厳しい状況にあると考えています。そのような状況の中、平成26年度一般会計予算は、継続事業の維持・充実と新規事業の展開により、市民生活の向上・充実をもたらすことが期待できるものであり、市長を先頭とする職員の方々の創意・工夫・努力が感じられるものとなっています。便利で快適な街では、道路改良事業の充実や榎戸駅自由通路整備及び駅舎橋上化に係る事業費が計上され、住環境の整備が推進されます。健康と思いやりにあふれる街では、ゴミのリサイクル事業の充実や水質の浄化を図るための小型合併処理浄化槽に対する助成が推進されます。豊かな自然と共生する街では、道路排水整備の充実、また、居住環境の充実を図るための住宅リフォーム補助制度も引き続き実施されるほか、新規の事業としては、昨年の台風により被害を受けた農業者を救済するための利子補給に要する経費が計上されております。活気に満ちあふれる街では、本市の主要産業である農業の活性化に向けて、従前からの事業を充実させるほか、新たに農業へ就農する農業者に対し支援金を給付する市独自の事業が新規に計上されております。また、商工業の活性化に向けて、空き店舗対策のための商店街振興事業及び就労支援事業の充実を図るほか、買い物弱者に対応するため、新規事業として宅配事業を行うための予算が計上されております。以上、本予算は市民ニーズに応え、その実現をもって市民の負託に応えようとする北村市政のそのものをあらわすものであり、多くの市民の評価を得られるものであることを確信して、賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第22号は、平成26年度八街市下水道事業特別会計予算についてです。

審査の過程において、委員から、「下水道使用料徴収業務の委託先はどのような業者か。また、滞納整理の対応はどのように行っているのか」という質疑に対して、「下水道使用料と上水道使用料の徴収業務を専門に行っている会社です。通常徴収業務は、委託業務の中で行っておりますが、滞納している方への臨戸訪問については、職員も同行して対応しています」という答弁がありました。

次に、「公共下水道汚水整備事業費の工事請負費の内容を伺う」という質疑に対して、「平成26年度は、枝線を3件予定しています。県道成東酒々井線の佐倉道地先、榎戸駅の西口ロータリー、榎戸地先市道102号線に隣接する私道を予定しています。平成27年度以降の汚水整備事業については、費用対効果を得られるところを優先的に整備していきたいと考えています。また、八街バイパス関連の区域も計画に入れて整備していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「汚水整備事業費の実施設計業務の内容を伺う」という質疑に対して、「地震対策

に伴う管渠更正工事の詳細設計を行うもので、場所は県道千葉八街横芝線の三区神社前、県道成東酒々井線の八街高校前、榎戸幹線の2カ所で、計4カ所になります」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「この間、過去に進められてきた大規模事業は、市の財政を大きくゆがめ、財政悪化をもたらしていることは言うまでもありません。今、またさらに住民サービスを削減し、事務事業の見直し強化の中で進められている大池第三雨水幹線整備事業を進めることは、到底認めるわけにはいきません。このような理由から反対します。」

次に、賛成討論がありました。

「この予算は、歳入については、厳しい経済情勢の中、国庫補助金等を最大限に活用しながら、自主財源の確保に努め、一般会計からの繰り入れが必要最小限に抑えられています。歳出については、厳しい財政状況を考慮し、費用対効果を念頭に適正かつ厳格に執行されています。また、市民ニーズの高い汚水下水道を拡張し、受益者を増やすために事業認可を進め、地震対策として市内4カ所の管更正に資するため実施設計を行うとともに、長寿命化に対応し、耐用年数を経過したマンホール蓋交換工事に取り組み、市街地における冠水を解消し、市民生活の改善を図るため、大池第三雨水幹線整備業務に対し支出するなど、限られた財源を有効に活用しています。以上のことから賛成します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第23号は、平成26年度八街市水道事業会計予算についてです。

審査の過程において、委員から、「有収率の推移と漏水対策について伺う」という質疑に対して、「有収率は、平成25年度2月末現在で平均77.48パーセント、平成24年度は79.13パーセントになります。漏水対策としては、漏水の探査を行い、老朽管更新工事を進めていきます」という答弁がありました。

次に、「拡張事業については、どのように考えているのか」という質疑に対して、「八街全域が供給区域ということになりますが、現在、財政状況により拡張事業は休止しています。拡張事業を進めることも前提にあります。まず第一に、現在供給している皆さんへの安定供給を図ることを優先して事業を進めているところです。しかし、現在本管が布設されている区域の中で、施設的なことから水道の供給ができない部分については、再度配管などの状況を見直して、効率のよい配水ができるように検討していくことが必要と考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（林 修三君）

それでは、これから経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

質疑なしと認めます。

以上で各常任委員長の報告、質疑を終了します。

議案第2号から議案第24号の討論通告受け付けのため、休憩します。

本会議の再開時刻は事務局よりご連絡いたします。

(休憩 午後 1時41分)

(再開 午後 2時10分)

○議長(林 修三君)

再開します。

これから討論を行います。

議案第3号、第4号、第5号、第18号、第23号に対し丸山わき子議員から、議案第12号、第22号に対し右山正美議員から、議案第15号、第19号、第20号、第21号に対し京増藤江議員から、議案第18号に対し小山栄治議員から、議案第19号に対し林政男議員から、議案第20号に対し中田眞司議員から、議案第21号に対し服部雅恵議員から、議案第22号に対し鯨井眞佐子議員から、討論の通告がありましたので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第3号、第4号、第5号、第18号、第23号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、議案第3号、議案第4号、議案第5号、また議案第18号、第23号の反対討論をいたします。

まず、議案第3号、八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対するものであります。

この条例の一部改正につきましては、平成15年度から毎年3月議会に特例による減額として提案してきております。行政改革の一環と説明していますが、1年で期限が切れてもとに戻るというもので、こうした扱いに、真剣に市財政のあり方に向き合っているのかという疑問を持つものであります。既に10年を経過し、特例のあり方を見直すべきではないでしょうか。

八街市の財政は年々厳しくなっており、今後も改善は見込めない中で、市民の目線での妥当な市長報酬にすべきであり、また、1年ごとの条例改正ではなく、本則改定として位置付けるべきであります。この立場から反対するものであります。

議案第4号、八街市一般職の職員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論であります。

この議案は、人事委員会勧告による給与等に関する条例改正です。

千葉県人事委員会勧告により、若年層に限定して給与表の引き上げを行うということに関しては賛成するものであります。

しかし、平成24年度の人事委員会勧告を受け、平成26年4月から55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止をするということについては認めることはできません。

平成11年以降、平成19年を除いて、人事院勧告による給与の減少や据え置きが続いており、八街市では集中改革プランのもと、平成18年から55歳以上の職員の昇給停止が実施されており、今回も一人当たり1万1千円の引き下げであります。地方公務員法第24条第1項の規定では、「職員の給与はその職務と責任に応ずるものでなければならない」という「職務給の原則」があります。人事院勧告自体がこうした法に反していると言わざるを得ません。

八街市も人事院勧告準拠で給与見直しがされてきましたが、真面目に働く職員の労働意欲を奪い、豊かな経験を持つ職員の早期退職につながることは否めません。今回の改定案は、こうした状況に一層拍車をかける中身となっています。

今、デフレ不況を脱するためには、働く者の賃金を引き上げることがその鍵を握るとし、安倍首相も経済界に要請しているのにもかかわらず、公務員の賃下げでは矛盾するところがあります。デフレからの脱却には、働く層の懐が暖かくなることが重要です。民間の賃金が下がったから公務労働者も下げる、公務労働者が下がったら民間も下げる、これでは日本のデフレ不況は脱却することはできません。

公務員労働者の昇給停止を含むこの議案に反対するものであります。

次に、議案第5号、八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

この議案は、管理職手当を引き続き20パーセント削減するというものであります。

今回の減額は、八街市行財政改革推進本部において決定されたものとしています。しかし、この間の給与の減額、退職手当の減額など、たび重なる減額となっており、また、八街市職員の平均給与月額、類似団体との比較で1万1千円もの開きがあるもとで、来年度も引き続きこのような措置をとることは問題であります。総務省は管理職手当の削減を10パーセント程度を求めています、八街市では今回も20パーセントの削減であり、対象者は54名、総額730万円にもなります。

県内の管理職手当の削減は、3分の1以下の11市にとどまっています。職員の手当削減に寄りかかればならない財政運営から、いかに市財政の改善を図るかの街づくりに取り組むべきであります。管理職は、自治体にとっては市政運営にあたり貴重な人材であり、財産であります。公務員が全体の奉仕者として住民のためにその能力を存分に発揮して働ける環境づくりこそ必要だということを申し述べ、一般職員の管理手当の削減を延長しようとするこの議案に反対するものであります。

次に、議案第18号、平成26年度八街市一般会計予算についてであります。

安倍自公政権は、4月1日から消費税の増税を計画どおり実施しようとしています。労

働者の賃金は減少し続け、年金・生活保護の引き下げ、社会保障の負担増や生活必需品の価格上昇で国民の暮らしは圧迫されています。経済情勢は悪化しており、内閣が3月10日に発表した昨年10～12月期の国内総生産の改定値は、年率換算で0.7パーセントの伸びにとどまり、安倍首相が増税実施を決断した昨年4～6月の4.1パーセントと比べ、減速傾向となっています。各新聞社の世論調査では、8割の国民が景気回復を実感していないと回答を寄せています。ここで消費税増税の追い打ちをかけたなら、暮らし営業とともに域経済も大打撃を受けることは確実です。

8兆円もの消費税増税に対し、「消費税増税分は全額社会保障に充てる」と政府は説明をしていますが、4月からは年金の引き下げ、70歳から74歳までの患者負担の2割への引き上げ、後期高齢者医療制度の保険料の引き上げなどの負担増や生活保護費の引き下げなど、国民負担は目白押しです。

国の来年度予算は史上空前の大増税を国民に押し付ける一方で、大企業には復興特別税の1年前倒しで廃止などの減税、軍事費や大型公共事業などへの大盤振る舞いの、典型的な逆立ち予算となっております。

政府は景気後退を懸念して、「臨時福祉給付金」や子育て世帯に対する「臨時特例給付金」を支給しますが、いずれも1年限りであり、生活悪化、景気後退は避けられません。消費税増税が財政再建のためでも社会保障のためでもないことが、いよいよ明らかになってきました。消費税を増税しなくても、巨大開発など無駄遣いの見直しや大企業・資産家に応分の負担を求める税制改革こそ進めるべきです。国民の所得を増やして日本経済を立て直せば、税収も増やすことができます。政府は4月からの消費税増税を中止すべきです。

消費税増税と社会保障制度の相次ぐ改悪のもとで、市の新年度予算は、福祉の増進に資するという地方自治体の本来の役割を発揮させ、教育・福祉の充実とともに、地元中小業者が主役の経済振興、自然エネルギーの利用促進、農業振興など地域内経済循環を促進することが求められております。

街づくりの基本となる総合計画策定、障害者計画策定にあたり、職員の手による計画づくり、また、新規就農者への市独自の支援金制度の創設、高齢者買い物支援、住宅リフォーム助成、朝陽小学校建設、就学援助費の増目、榎戸駅改修など、積極的な取り組みを評価するものであります。

しかし、市長の市政運営方針では、市民の暮らし向きに全く言及せず、予算も大増税から暮らしを守る市独自の施策はありません。国は地方消費税交付金の増額分は福祉に使うよう指導しています。八街市では上下水道、給食費に消費税を上乗せしており、市民の暮らし圧迫につながりかねません。せめて低所得者世帯・障がい者世帯への負担軽減対策を実施すべきであります。

また、予算編成方針では、財源不足は強調するものの、財源確保は税の徴収強化にとどまり、地域経済をどのようにして活性化し税収アップにつなげるのかという街づくりの方向が見えない新年度予算となっております。

2点目には、財政が厳しいとしながら市長交際費は前年度と同額となっており、一層の見直しを求めるものであります。平成25年度1月までの執行状況は106万6千282円となっています。八街市より約2倍の人口を抱える成田市長の交際費は57万8千750円、佐倉市は72万6千718円であり、類似団体の富里市、印西市、白井市よりも多くなっています。どこの自治体でも市長交際費は削減すべき対象としています。「財政改革」の先頭に立つ市長は、自ら姿勢を示すべきであります。

3点目に、マイナンバー制度導入についてであります。

平成27年10月からは市民への個人番号通知が始まります。既に平成25年度でソフト購入がされ、平成26年度4月から個人番号カードの発行準備が始まります。いわゆる「マイナンバー法」に基づいて、社会保障・税番号制度の導入に向けたシステム開発・改修に多額の経費が盛り込まれていますが、マイナンバー制度は、税と社会保障の個人情報等を一括管理し、徴税強化、給付制限が目的であります。また、プライバシーの侵害や「なりすまし」などの犯罪を完全に防止する方策はいまだなく、到底認めることはできません。

4点目に、市民の安全・安心のかなめとなる消防費では、防災費・避難場所整備事業費の備蓄用備品は前年度比600万円の削減となっていますが、東日本大震災の教訓を活かし、一層の備蓄用備品の確保で防災対策の強化を図るべきであります。

5点目には、市民の暮らし・福祉に関わる予算についてです。

針・灸・マッサージ助成は昨年に続き減額となっています。針・灸・マッサージは病気に至らないうちにリスクを摘み取るという予防医療の役割を果たしています。新年度は、平成25年度の支出見込額を勘案して減額したとしていますが、平成25年度は利用券の交付枚数を24枚から12枚に引き下げています。もとに戻し予防医療として充実を図るべきであります。

母子援護対策費の新規事業である自立支援教育訓練給付費金は、母子世帯の暮らしが一段と厳しくなっている中で大切な施策です。しかし、予算はわずか2世帯分であり、その内容は受講料の20パーセントを受講終了後に支給するというものです。厳しい生活実態に置かれている母子世帯が活用できる内容に拡充すべきであります。

健康増進事業では、国保の医療費が年々増大し国保運営を圧迫している一方で、検診率は下がっています。病気の早期発見・早期治療への取り組み強化が必要です。検診の有料化では市民の健康は守れません。県は平成29年度までにがん検診の受診率50パーセントを目標としています。市の積極的な取り組みが求められます。

安倍政権は、社会保制度を解体する突破口として、平成25年度から3年間で、生活保護基準を最大10パーセント、総額で650億円、6.5パーセントもの大幅削減を実施します。削減する生活扶助費は食費、光熱水費、衣類など生活費そのものです。生活を追い詰める貧困世帯をさらに追い詰めるものであります。子どもの多い世帯ほど削減額が大きくなり、子どもの貧困にも拍車をかけます。

平成26年度は、消費税増税を受けて生活扶助費が2.9パーセント引き上げられますが、

削減分と差し引きすると、30代夫婦と幼児の世帯では0.6パーセントのマイナスとなります。生活保護費全体では、前年度比8千200万円、4.6パーセントの削減となっています。最後のセーフティネットとしての機能を果たす生活保護の削減は認めることはできません。

6点目に、市の経済を支える農業・商工に関わる予算についてです。

この予算は年々削減されてきており、前年度より10.1パーセント減の3億6千100万円、歳出総予算のわずか1.7パーセントであります。基幹産業の商工業・農業への予算を増やし、地域内再投資力を高め、地域循環型経済を構築することが何よりも必要です。

7点目は教育予算です。

市の教育予算は、駅前区の区画整理事業の推進、行財政の集中改革プランのもとで大幅に削減され、教育予算が37市中ワースト1という状況であり、いかに教育予算後回しの予算編成になってきたかがわかります。

政府は、義務教育諸学校における新たな教材整備計画において、平成24年度から33年度までの10年間、単年度約800億円を地方交付税として措置し、全国の学校環境整備を促すとしています。小学校1校当たり約316万円、中学校1校当たり約335万円ということになります。ところが、新年度の教材備品購入費、理科教育振興用備品費は小学校9校で610万円、中学校4校で230万円という状況です。地方交付税として措置された5分の1しか予算化されていないということになります。子どもたちに我慢を押し付ける教育予算であってはなりません。

また、八街市の不登校率は、県平均の約2.5倍と大変高く、その対策は重点課題であります。職員の配置が必要とされいながら増置はされていません。不登校対策予算を増やし、職員増を図ること求めます。

来年度は図書館司書4名が配置されますが、学校図書館法第5条第1項では12学級以上の学校には必ず置かなければならないとしており、文部科学省は2校に1名分を一般財源化しています。人間形成にとって大切な部門、次代を担う子どもたちを育てる予算を、最優先で確保することを求めるものです。

8点目に、学校給食の委託の問題であります。

第2表債務負担行為では、平成27年度から29年度までの給食センター調理業務委託を継続しようとしています。今、安全でおいしい学校給食を通じて食育を進めるときです。調理員、栄養士、児童生徒が人間的な関わりを持ち合いながら育まれていくものであります。給食は教育の一環であり、教育の現場に採算性を求めるべきではありません。また、給食調理の委託は偽装請負に触れる疑いがあり、直営に戻すことを求めます。

以上の立場から反対するものであります。

最後に、議案第23号、平成26年度八街市水道事業会計予算に対する反対討論であります。

昨年の12月議会で、水道料金への消費税上乗せの条例改正が行われました。年間、労働

者給与の約1カ月分、年金の約1カ月分が消費税負担分となること、各種の調査で示されています。市民の暮らしに関わる水道料金への上乗せは、市民には大変な負担増となります。

2年前、消費税8パーセントへの引き上げを自民・公明・民主の3党によって強行採決しましたが、消費税法の附則18条項では、「景気が悪いときは、増税を中止すること」となっています。「景気は上向いた」と安倍首相は増税に踏み切りましたが、直近の給与は18カ月連続減少、アベノミクスによる円安の影響で、日用品を中心に消費者物価は上がり続け、多くの市民は景気回復の実感はありません。このようなときに、低所得者には重く、高額所得者には軽い不公平な消費税増税では、たまったものではありません。

水道料金に対する低所得世帯、障がい者世帯への軽減策で、暮らしを守るとりでの力を発揮することを求め、反対するものであります。

以上です。

○議長（林 修三君）

次に、右山正美議員の議案第12号、第22号に対する反対討論を許します。

○右山正美君

私は、議案第12号と議案第22号に反対するものであります。

まず最初に、議案第12号、平成25年度八街市一般会計補正予算に対して反対をしますのであります。

今回の補正予算は、国の「好循環実現のための経済対策」とする大規模な財政出動に対応し、消費税率引き上げに伴う需要の落ち込みを緩和するために、地域経済・市民生活を温める施策が求められます。

消費税増税にあたり、大企業には復興特別法人税の前倒し廃止で、今後、年8千億円、23年間で約20兆円の恒久減税を行う一方で、国民には25年間で8兆円の復興特別所得税と住民税を課税する不公平な財源対策が実施されることとあります。また、「社会保障プログラム法」の成立を受けて、国民多数が懸念する社会保障給付減、国民負担増の実行を本格化させようとしていることとあります。既に、子ども手当の減額、年少扶養控除の廃止、年金保険料の値上げ、医療・介護保険料の引き上げや年金の削減で国民の負担増は約2兆円を超えています。さらに今後、年金保険料や医療・介護保険料を引き上げようとしております。

こうしたもとでの補正予算は、3億7千700万円の減額予算となっており、債務負担行為の消費税上乗せの補正はされるものの、市民生活と中小業者の経営を温める対策はありません。先ほどの総務常任委員長の報告の中で、賛成討論では、早目の減額補正をすれば前倒しで事業ができたと指摘しておりましたが、まさにそのとおりであり、そのとおりにすべきでありました。働く人の賃金は18カ月連続で減少し、年金が削減され、市民のほとんどが景気回復の実感どころか、生活の厳しさを増しております。雇用対策や低所得者への生活支援対策など、市民生活を温める対策を求めるものであります。

また、教育費では、県の地域自殺対策緊急強化基金補助金を受け、ナチュラルの人件費に充てられていますが、不登校の多い本市としては対策費が少なく、人件費を含め教育予算の

確保を強く求めるものであります。

以上の立場から、議案第12号は反対するものであります。

次に、議案第22号、平成26年度下水道事業特別会計予算に対する反対討論であります。

平成26年度の下水道予算は、全体の52パーセントが大池第三雨水幹線に係る管理費及び雨水整備事業の委託料となっています。

この第三雨水幹線事業については、日本共産党は、昨今の大雨に対応できず、強引な事業実施に対し、今後の街づくりに禍根を残すと指摘してきました。最優先すべきは、市内の冠水箇所の排水対策であります。

この間進めてきた大規模事業は、市財政をゆがめ、財政悪化をもたらしています。今また、財政改革のもとに住民サービスを削減し、最優先にこの事業を進めていることは、一層の財政負担と市民負担を増やすことは否めません。

また、4月から、下水道料金への消費税上乗せは市民生活を圧迫するものであります。低所得者世帯、障がい者世帯への軽減策など配慮すべきであり、反対するものであります。

以上です。

○議長（林 修三君）

次に、京増藤江議員の議案第15号、第19号、第20号、第21号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、私は、議案第15号、第19号、第20号、第21号に対する反対討論をいたします。

まず、議案第15号に対する反対討論です。

平成25年度八街市介護保険特別会計補正予算に対する反対討論をいたします。

今回の補正は、財政安定化基金から1億1千400万円を借りようとするものです。不足分を補うことは当然のことですが、財政安定化基金から借りることによって、平成27年度から始まる第6期介護保険制度の保険料に借金分を上乗せすることは許されません。

平成23年3月1日現在、八街市において、保険料の普通徴収は3千94名でしたが、そのうち滞納者は1千568名で、50.7パーセントにもものぼっています。山武市に次いで県下ワースト2という大変な状況です。千葉県下の市町村の滞納率の平均は29パーセントですが、八街市の滞納は県平均の1.75倍にのぼり、保険料を支払えないために介護サービスを制限された人は、平成23年5月1日現在、17名です。保険料滞納者が多数を占めるもとの、次期制度において、財政安定化基金からの借り入れ分、一人当たり217円を保険料に上乗せするとしています。しかし、今でさえ保険料が高過ぎる、年金の手取りが減るばかりと、市民から悲鳴が上がっているもとの、借金分を上乗せした保険料を設定するならば、さらに滞納者が増えるのは、明らかです。

上乗せしないためにも、財政安定化基金からの借り入れではなく、一般会計から借り入れを求めて、反対討論といたします。

次に、議案第19号、八街市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論をいたします。

国民健康保険は、国保税が高過ぎて払いきれないと、市民から悲鳴が上がっています。収入が低い世帯に対し保険税の軽減措置がありますが、八街市において、平成24年度の医療給付費分、後期高齢者支援金分の国保軽減世帯の割合を、平成20年度と比較すると、7割軽減は3.45パーセント増、5割軽減は1.1パーセント増、2割軽減は1.24パーセント増と、合計5.82パーセント増加しています。軽減世帯は、合計5千467世帯で、国保加入世帯1万4千426世帯のうち約37.9パーセントが、国保税軽減世帯となっています。国保加入世帯の経済状況の悪化と、八街市の国保財政の基盤がいかに脆弱かを物語っています。

八街市においては、平成24年度の収納率は過去の分と合わせると47.87パーセントと、前年度と比較すると若干上がりましたが、収入が増えた結果ではありません。徴収強化をしても50パーセントを切っており、担税力は低いままです。

政府は、国民健康保険の保険料について、2014年度から応益割の5割軽減及び2割軽減の対象者を拡大します。八街市の対象は499世帯、1千310人となるようです。しかし、それと引きかえるように、国保税の賦課限度額は、医療分・後期高齢者支援等分が2万円、介護納付金分が2万円分引き上げられ、合計4万円増の81万円にもなり、負担が大きく増えます。軽減の対象者を拡大することは必要な施策ですが、生活必需品の高騰、年金引き下げ、消費税引き上げ等による国民生活悪化のもとで、高過ぎる国保税に対し、思い切った軽減策が必要です。

また、4月から新たに70歳になる人を、八街市では700人と見込んでいますが、医療費が現在の1割から2割になり、経済悪化のもと医療抑制が心配されます。市民の負担を減らし、払える国保税にするために、国保に対する国庫負担を以前の水準に戻すよう、国に強く要望するとともに、一般会計から制度外繰り入れを復活するよう求め、反対討論といたします。

次に、議案第20号、八街市後期高齢者医療制度に対する反対討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、2008年4月、自民・公明政権が、医療構造改革の柱として導入しました。75歳以上の人は、それまで加入していた健保や国保など公的医療保険を強制的に脱退させられ、高齢者だけの別枠の医療保険制度に囲い込まれました。年齢で区別、差別するという、世界でも例のない高齢者いじめの医療の仕組みです。高齢者に負担増か、それとも病院に行くのを我慢するかという二者択一を迫る大変冷たく、問題だらけの差別的制度に対し、国民から制度を廃止すべきであると大きな反対運動が起き、日本共産党をはじめ当時の野党も反対を表明していました。制度の導入時に、厚生労働省の担当幹部は、医療費が際限なく上がる痛みを、高齢者が自らの痛みで感じてもらうと発言しました。

75歳以上の人口と医療費が増えるほど、保険料にはね返るこの制度は、2年ごとに見直しが行われます。今度で3度目となる制度見直しによって、八街市は、所得割が7.4パーセント、0.14パーセント増に、均等割を3万8千700円、1千300円増に引き上げ

ようとしています。八街市の普通徴収の保険料収納率は、平成21年度には96.71パーセントでしたが、平成24年度は95.70パーセントと悪化しています。高齢者を病院から遠ざけ、滞納者を増やす保険料引き上げに対し、断固反対します。

全国的にも高い保険料は、負担能力を超えつつあります。政府は、2014年度から、国税と同様に、5割軽減、2割軽減の対象者を拡大します。若干の保険料軽減が実施されても、年金額1万5千円以下等の低所得者の保険料滞納に対する解決策がないことが大変問題です。八街市においては、滞納者に対して短期保険証の交付を取りやめましたが、さらに抜本的施策が必要です。徴収に対しては徴収員が対応していますが、担当課による懇切丁寧な対応を求めます。

政府は、後期高齢者医療制度について、十分定着しているなどと、温存しようとしています。高齢者を差別する医療制度を速やかに廃止し、以前の老人保健制度に戻すよう求め、反対討論といたします。

次に、議案第21号、八街市介護保険特別会計予算に対する反対討論をいたします。

平成23年度の八街市の介護保険料の滞納者は1千568人で、普通徴収者の50.6パーセントを占め、山武市に次いで県下ワースト2です。滞納しているためにサービス制限を受けた人は17人です。このような中、次期制度において、平成25年度補正予算で計上された財政安定化基金からの借り入れ及び新年度予算における借り入れによって、次期制度改定時に、保険料に一人当たり407円が上乗せされる見込みです。

日銀が事務局になっている金融広報中央委員会の、2013年家計の金融行動に関する世論調査、二人以上世帯によりますと、「老後の生活が非常に心配である」と答えた世帯は39.2パーセントにのぼり、「多少心配である」と答えた世帯を合わせると8割を超えています。複数回答による老後の生活を心配している理由は、「年金や保険が十分でないから」が73.7パーセントと最も多く、次いで、「十分な金融資産がないから」が69.6パーセントなどとなっています。

「年金や保険が十分でないから」という理由が、2000年以降、上昇傾向にあります。生活必需品の値上げや年金が下げられる中で、今でも介護保険料が高過ぎると悲鳴が上がっていますが、この間、普通徴収の滞納者が増えている中で、対応策がありません。

また、必要なサービスの提供がされない状況もあるのは問題です。保険あって介護なしという状況の中で、保険料改定時に財政安定化基金からの借り入れ分を保険料に上乗せするならば、さらに保険料滞納者が増え、サービス利用制限につながります。財政安定化基金からの借り入れを中止し、一般会計から繰り入れをして、払える保険料にするよう強く求めます。

介護保険制度は、介護の社会化をうたい文句に開始され、介護で困らない社会になることを多くの人が制度に期待しましたが、3年ごとの制度見直しのたびに、制度は改悪される一方です。さらに、次期の第6期制度において、保険料値上げだけではなく、利用料についても引き上げるなど、改悪の目白押しです。

政府は、要支援者が利用している訪問介護や通所介護については、保険給付から外し、市

町村事業に移行する方針ですが、7割の自治体が「不可能である」あるいは「判断できない」という声を上げています。八街市においても、財政上からも、市単独では十分なサービスを提供できる状況にはありません。国庫支出金を増やして、国の責任で制度を充実させるよう、八街市は国に強く要望するよう求めます。

また、以前から高齢者の相談活動の充実、介護予防の充実について、八街市は全中学校区に地域包括支援センターを設置する方針であり、徐々に増設するという答弁がありました。計画的に確実に実施するよう求めます。

これで反対討論といたします。

○議長（林 修三君）

次に、小山栄治議員の議案第18号に対する賛成討論を許します。

○小山栄治君

私は、議案第18号、平成26年度八街市一般会計予算に賛成の立場から討論を申し上げます。

政府は、平成24年度末から、大震災からの復興を加速させるとともに、デフレからの早期脱却と経済再生の実現に向け、経済財政運営を進めるとともに、「日本再興戦略」の実行を加速・強化し、また、経済の好循環の実現に向け、「好循環実現のための経済対策」を含めた経済政策パッケージを着実に実行してきた結果、平成26年2月、内閣府発表の月例経済報告においては、「景気は、緩やかに回復している」としております。

このような状況の中、八街市の平成26年度当初予算は、現下の行政環境と厳しい財政状況を踏まえ、平成25年度予算と同様に、予算全般について削減額を維持し、節減合理化を推進するという考えのもと、限られた財源を重点的かつ効果的に配分する施策精選型、全体としては通年型予算とのことであります。

最初に、歳入におきましては、市税収入の向上を図るという大変大きな課題を抱えておりますが、現在も、市税等徴収対策本部を中心に全庁的な取り組みを進めており、今後も収納率向上に向けた取り組みを強化していくものと思われ、市税全体では、前年度と比較し、0.5パーセント、約3千800万円の増となっております。

また、地方財政計画に基づく地方交付税、地方譲与税、地方特例交付金などについては、過大見積もりに留意した予算計上をしているほか、国、県支出金につきましても、現行制度で見込まれるものを積極的に活用し財源確保に努めております。

一方、歳出におきましては、社会保障費関連の扶助費や子ども・子育て関連、教育施設整備関連などの事業費が当面増加することが見込まれ、大変厳しい財政状況が続くものと考えられます。このため、経費全般にわたる節減合理化や既存の制度・施策の見直しに努めた上で捻出した財源を重点的、効果的に配分しております。

具体的に申し上げますと、まず、「便利で快適な街づくり」としましては、榎戸駅利用者の安全と利便性の向上のため、自由通路及び駅舎橋上化に係る事業、道路等整備事業などを引き続き推進されます。

次に、「安全で安心な街づくり」としましては、犯罪の未然防止として、防犯カメラの増設、東日本大震災での液状化等被害住宅への再建支援補助や、今年の台風26号により被災した住宅への災害復興住宅利子補給事業など、被災者支援の充実が図られております。

次に、「健康と思いやりにあふれる街づくり」としましては、幼児期の学校、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入するため、子ども・子育て支援新制度に伴う電子システムの構築が計画されております。

また、健康増進事業において、早期に発見し早期治療へつなげる、肝硬変及び肝がんへの進行を防止することを目的に、肝炎ウイルス検診事業が実施されます。

また、国の施策ではありますが、消費税率の引き上げに際し、低所得者の負担の影響に鑑み行う臨時福祉給付金の給付や、子育て世帯への影響を緩和し消費の下支えを図ることから、子育て世帯臨時特例給付金の給付が行われます。

また、障害者基本計画の見直しも計画され、より一層福祉の充実が図られることでしょう。

次に、「豊かな自然と共生する街づくり」としましては、昨年度の台風26号による農業災害に対し、農業の安定経営支援のための利子補給が行われます。

また、居住環境の確保を図り、かつ市内産業の活性化を図るため住宅リフォーム工事に対する補助件数が増えることになりました。

また、雨水の浸水対策、居住環境の向上のための大池第三雨水幹線整備事業が引き続き推進されます。

次に、「心の豊かさを感じる街づくり」としましては、学校教育の充実を図るため、引き続き朝陽小学校改築工事を実施するとともに、小学校屋内運動場の天井等の耐震化を進めるための調査設計業務も実施されます。

また、特別支援が必要な児童に係る支援員が増員され、より細やかな支援が期待されます。

次に、「活気に満ちあふれる街づくり」としましては、北総中央用水土地改良事業、輝けちばの園芸産地整備支援事業、八街駅南口の空き店舗活用に対する補助金等が、引き続き実施されます。

また、農業後継者対策事業において、国が行っている給付金を受けられない親元就農等の新規就農者に対し、支援金を給付し、後継者の確保及び育成が図られることとなります。

次に、「市民とともにつくる街づくり」としましては、コミュニティ環境を整備し、その活動の育成、福祉の推進を図るため、コミュニティセンター環境を整備するための補助事業が引き続き実施されます。

最後に、「市民サービスの充実した街づくり」としましては、八街市の将来都市像や基本理念といった街づくりの目標となる総合計画が見直されることとなります。

以上のように、暮らし、福祉、教育部門等、バランスのとれた予算配分に努めることにより、市民の幅広い行政に対する期待に応えつつ、財政の健全化を維持するという困難な行政課題に対し、職務が公正かつ公平に行われ、市民から信頼される市政を推進する努力が伺われ、希望の持てる安心社会を構築できるものと確信いたしております。

とはいえ、財政調整基金の積立金残高は、平成27年度には枯渇しそうな状況でありますので、今後も北村市長の強力な指導力のもと、行財政改革推進本部・市税等徴収対策本部を中心に、一層の経費削減、財源確保に努め、複雑かつ多様化する市民ニーズに応え、財政の健全化を維持しつつ、八街市の将来像の実現をお願いしまして、議案第18号、平成26年度八街市一般会計予算につきまして、賛成するものでございます。

○議長（林 修三君）

次に、林政男議員の議案第19号に対する賛成討論を許します。

○林 政男君

私は、議案第19号、平成26年度八街市国民健康保険特別会計予算について意見を述べさせていただきます。

平成26年度の国民健康保険特別会計の歳入歳出予算総額は、対前年度比7.3パーセント増の101億6千403万1千円であり、そのうちの保険給付費は約6割5分近くの65億8千119万6千円となっております。そして、その中でも被保険者の高齢化に伴い、医療費の増数は避けられない状況であります。

そのような中で、疾病の予防、医療費の適正化は、重要な施策であります。平成26年度は特定健康診査に腎機能検査の追加、貧血検査の全員実施化をし、人間ドック予算も600万円から800万円を計上して、疾病の早期発見により重症化を防ぎ、医療の抑制が期待できます。

また、国民健康保険担当者、市税等徴収対策本部の職員等の努力があり、従来の徴収率70パーセントから、80パーセント台に向上してきました。引き続き国民健康保険事業のより安定化のために精励されることをお願いいたします。

以上のことから、私は、議案第19号、平成26年度八街市国民健康保険特別会計予算に賛成するものであります。

○議長（林 修三君）

次に、中田眞司議員の議案第20号に対する賛成討論を許します。

○中田眞司君

議案第20号、平成26年度八街市後期高齢者医療特別会計について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の全ての方々が、これからも安心して医療を受けることができるよう将来にわたり国民皆保険を堅持するため、若い世代を含めた全ての世代で支え合う医療制度として、平成20年度に創設されました。

しかしながら、75歳に達すると、それまで加入していた保険制度から分離した保険制度に加入させるといった、年齢による区別をしている等の問題点が生じたことから、3党の実務者協議並びに社会保障制度改革国民会議において検討され、昨年8月の国民会議の取りまとめでは、現在では十分定着しており、今後は現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行うことが適当との報告がなされております。

さて、このような中、平成26年度の後期高齢者医療保険事業ですが、保険料につきましては、改定の年であり、保険料率0.14パーセント、均等割額1千300円増となっておりますが、保険料軽減措置を拡大し、被保険者の負担軽減は継続されております。

また、給付につきましては、被保険者数の急増により、保険者である広域連合の負担金の増加が推測されますが、義務的経費であるためやむを得ないと考えられます。

今後は、高齢者医療制度について、国の動向に十分留意いただき、的確な対応を図ることを期待し、平成26年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について賛成するものであります。

○議長（林 修三君）

次に、服部雅恵議員の議案第21号に対する賛成討論を許します。

○服部雅恵君

私は、議案第21号、平成26年度八街市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

平成26年1月31日現在の高齢者人口は1万6千952人、人口に占める高齢者の割合、高齢化率は22.84パーセントに達し、2千298人の方が要支援・要介護認定を受けております。介護保険制度が発足した平成12年度末の高齢者人口の9千135人、要支援・要介護認定者数の839人と比較いたしますと、高齢者人口は1.86倍に、要支援・要介護認定者数は2.74倍に増加するなど、より一層の高齢化の進展とともに、介護を必要とする方が増加しております。

平成26年度介護保険特別会計予算は、歳出においては、高齢化社会の急速な進展に伴う介護サービス利用者の増加に対応した38億3千3万3千円の計上であり、歳入においては、保険給付の支給を補うべく、国、県、支払基金及び市の負担割合に応じて計上し、介護保険料は第1号被保険者の増加に伴い、前年度より9.7パーセント増の8億3千994万1千円を見込み、なお不足する財源の補填として、千葉県が設置する介護保険財政安定化基金を活用することにより、均衡を図っております。

以上のことから、介護保険財政の健全性、持続性を確保すべく努力されており、私は、平成26年度八街市介護保険特別会計予算に賛成いたします。

○議長（林 修三君）

次に、鯨井眞佐子議員の議案第22号に対する賛成討論を許します。

○鯨井眞佐子君

私は、議案第22号、平成26年度八街市下水道事業特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

この予算は、歳入については、厳しい経済情勢の中、国庫補助金等を最大限に活用しながら、自主財源の確保に努め、一般会計からの繰り入れが必要最小限に抑えられており、歳出については、厳しい財政状況を考慮し、費用対効果を念頭に、適正かつ厳格に執行されております。

また、市民ニーズの高い汚水下水道を拡張し、受益者を増やすために事業認可を進め、地震対策として市内4カ所の管更正に資するため実施設計を行うとともに、市街地における冠水を解消し、市民生活の改善を図るため大池第三雨水幹線整備事業に対し支出するなど、限られた財源を有効に活用しております。

以上のことから、私は、平成26年度八街市下水道事業特別会計予算に賛成するものであります。

○議長（林 修三君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから各議案について採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第2号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（林 修三君）

起立全員です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（林 修三君）

起立多数です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（林 修三君）

起立多数です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(林 修三君)

起立多数です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、八街市土地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(林 修三君)

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(林 修三君)

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、八街市地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(林 修三君)

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、八街市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(林 修三君)

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、市道路線の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(林 修三君)

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、八街市立朝陽小学校校舎及び屋内運動場改築建築工事の変更契約の締結についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(林 修三君)

起立全員です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成25年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(林 修三君)

起立多数です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成25年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(林 修三君)

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成25年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(林 修三君)

起立全員です。議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成25年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(林 修三君)

起立多数です。議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成25年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決し

ます。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(林 修三君)

起立全員です。議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成25年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(林 修三君)

起立全員です。議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成26年度八街市一般会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(林 修三君)

起立多数です。議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成26年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(林 修三君)

起立多数です。議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成26年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(林 修三君)

起立多数です。議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成26年度八街市介護保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（林 修三君）

起立多数です。議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成26年度八街市下水道事業特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（林 修三君）

起立多数です。議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成26年度八街市水道事業会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（林 修三君）

起立多数です。議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、印旛郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（林 修三君）

起立全員です。議案第24号は原案のとおり可決されました。

会議中ではありますが、議会運営委員会及び全員協議会開催のため休憩します。

本会議の再開時刻は、事務局よりご連絡します。

議員の皆様申し上げます。最初に議会運営委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室へお集まりください。議会運営委員会終了後、全員協議会を開催します。

（休憩 午後 3時23分）

（再開 午後 3時58分）

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、北村市長から議案第26号が提出されました。

お諮りします。この際、これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。議案第26号を日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第1

として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案の上程を行います。

議案第26号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

追加提案いたしました議案第26号は、平成25年度八街市一般会計補正予算でございます。

本議会におきまして、平成25年度八街市一般会計補正予算を提案し、先ほどそれぞれ原案のとおり可決する旨の議決をいただいたところですが、今回の補正予算は、国の好循環実現のための経済対策に伴う国庫補助金を活用し、道路等排水施設整備や小中学校校舎の耐震化に要する経費を計上するなど、早急を実施すべき政策を追加するため提案させていただくものでございます。

それでは、議案第26号、平成25年度八街市一般会計補正予算についてご説明いたします。

この補正予算は、既定の予算に5億5千927万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を203億8千921万8千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金2億2千851万2千円、市債2億9千740万円を増額するのが主なものでございます。

歳出につきましては、道路等排水施設整備事業費8千700万円、小学校施設改修事業費及び中学校施設改修事業費3億8千754万8千円、幼稚園施設整備事業費4千782万4千円を増額するのが主なものでございます。

よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（林 修三君）

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第26号に対する質疑を行います。

質疑時間は40分とし、質疑回数の制限は設けません。

質疑は自席にてお願いいたします。質疑はございませんか。

○丸山わき子君

それでは、何点かお伺いいたします。

今、市長の方から提案説明理由がございました。大きく分けて、道路排水整備と、それから幼稚園のエアコン設置と小中学校の耐震化という説明があったわけですが、国の方は、好循環実現のための経済対策ということで、こうした国からの補助金を出すということなんですけれども、これは地元業者、当然経済波及効果ということを考えていかなければならないというふうに思っておりますが、その辺についてはどのように検討されているのか、お伺いいたします。

○財政課長（佐藤幸男君）

今回の補正につきましては、道路関係、教育関係の工事ということでございまして、地元業者の育成という観点から、私どもといたしましては、八街市の地域経済活性化という観点から、地元業者を優先して入札の機会を与えるということで、工事等を発注してまいりたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

ぜひ、今大変なときですので、地元業者への仕事確保というその視点は、しっかりと踏まえた取り組みをしていただきたいというふうに思います。

それで、12ページの健康増進事業費、これは乳がん・子宮がん検診の受診率を向上させるために無料クーポンを配布するとの予算措置だというようなことの説明がございましたが、これは実際には対象者、どのくらい見込んでいるのか、まずお伺いいたします。

○市民部長（加藤多久美君）

今回の補正予算でお願いした件につきましては、子宮頸がんと乳がんということで、平成25年度までは節目ということで無料クーポン券でやった事業が、平成26年度一応終了になるということで、今回の補正予算で平成26年度新規対象分については対応して、繰り越しをして平成26年度に実施するというので、今回計上をしたわけでございます。

今回の補正予算の中身でございますが、一応、乳がんにつきましては、予算計上人数として、40歳で250人。子宮頸がんにつきましては、対象年齢が20歳ということで150名分の予算計上をしたところでございまして、実際の実人数は、住民基本台帳から拾いますと、乳がんの平成26年度に40歳に到達する人は484名、子宮頸がんの20歳につきましては424人ということで、平成21年度から25年度実施した検診の受診率を考慮して、予算の計上を行ったというところでございます。

○丸山わき子君

こういった無料クーポンを配布することで、受診率を高めるということは、本当に大切であるというふうに思います。先ほど、私、反対討論の中でも申し上げましたけれども、今、国保の医療費が年々引き上がっていると。一方で、こうした検診の受診率が下がっているということで、なぜかという、やっぱり有料化であるということが大変ネックになっているというふうに思います。そういう点では、こういった国の制度を大いに活用して、全てのがん検診に対しても、こういった無料クーポンを配布するといった取り組みが必要じゃないかなというふうに思います。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

がん検診の受診率につきましては、本市も目標が、国、県で50パーセントという目標は出ているところでございますが、議員ご承知のとおり、受診率につきましては、一番高い前立腺がんで、平成24年度の数字でございますが38.6パーセント、約4割。それから一番低い数字ですと、胃がんの15パーセント前後ということで、目標からかなり遠いということになっております。

この受診率向上の施策としては、議員が申されたとおり、1点目としては、検診の無料化か、

あるいは負担の軽減ということが1つの方策としては考えられますが、かつて私ども、平成20年度から有料化したわけですが、その従前の無料化のときの検診率につきましても、目標には達していなかったということをごさいます、平成21年度からは国の補正予算で、この子宮頸がんと乳がんについては無料クーポン券を発してやったわけですが、その無料化をした子宮頸がん・乳がんについても、なかなか私ども八街市は伸び悩んでいるというのが実情でございます。

よその自治体の検証によりますと、例えば自己負担1千円を例えば500円にしても、それほど受診率には影響がないという、そういう検討結果が出ておまして、無料化だけでは、大幅な向上はできないのではないかとというのが、私ども担当課の考えでございまして、これについては、無料化のほかの施策、例えばコール・リコール、個別の受診勧奨、電話がいいのか、ポスティングがいいのかということがございしますが、そちらの方がより効率的ではないかというのが、検証結果として出ておまして、私どもとしても、無料化の前に、まずコール・リコールの方を実施していくような体制を整えていきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

○丸山わき子君

私は両方必要だと思います。今の検診の呼びかけというのは、なかなか弱いかなど。やはり、地域の保健推進員さんを大いに、保健推進員さんの協力をいただきながら、もっとも住民の皆さんに声をかけること。それから、実際に検診を受けるときに、有料化ですと、やっぱり二の足を踏むのではないかと。今まで検診への呼びかけが弱かったという点では、その改善を図っていただくと同時に、市民の皆さんが本当に足を運ぶときに、有料化ではさらに二の足を踏んでしまうわけですから、そういった点では、無料化という二本立ての取り組みで、ぜひこれは進めていただきたい。私、このことは先ほども申し上げましたけれども、八街市の医療費の年々増えているという点では、早期発見、早期治療の取り組みをいかに取り組むかという、そこに尽きると思いますので、その点では積極的に取り組んでいただきたい。

今回、こうした平成25年度で終了した制度を、さらに新たにここで継続的に取り組むという点では、評価したいというふうに思います。

次に、土木費のところ、道路整備事業費の委託料400万円ということで、道路ストック点検業務がありますが、これはどういう形で進められようとしているのか、お伺いをします。

○建設部長（糸久博之君）

この委託料につきましては、数年前に、笹子トンネルの天井板の崩落事故の後でございすけれども、道路の附属施設の点検が道路管理者に義務付けられました。

本市では、今年度、橋の点検作業及び長寿命化計画を策定中でございまして、新年度につきましては、標識、道路照明、あとは法面の点検、この法面というのは、主にコンクリートの構造物でございまして、間知ブロックです。この点検を実施します。

なお、この点検を実施していないと、今後、市町村では補助金が得られないということをごさいます。

○丸山わき子君

この点検業務に関しましては、市の職員ではできない、何か資格を持った方でないと、これは対応できないものかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

標識等につきましては、自分たちで点検をしてみますが、道路照明等につきましては、高い場所でもありますし、また、コンクリートの構造物ということであり、その強度的なものもありますので、そういった面は委託しないとできないと考えております。

○丸山わき子君

これは地元の業者をお願いできるというような内容のものなんでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

主な内容がコンサルティング的なことになろうかと思しますので、地元でも何社かは可能かとは思いますが。

○丸山わき子君

次に、13ページ、それから、14ページの小中学校の耐震化の問題でございますが、これは、この間、計画されていたものができなかったという経緯がございますが、耐震化の補強工事、実際にはどのような日程が組まれているのか、その辺についてお伺いいたします。

○教育次長（長谷川淳一君）

耐震工事につきましては、設計が終わっておりますので、今の予定では、4月末に工事の入札会を予定しております。それで、業者をできれば決定しまして、工事を夏休みを中心に行いたいというふうに考えております。

○丸山わき子君

一度は入札が不調ということだったんですけども、今回は、その辺はどんなふうに考えているのでしょうか。成立させるための努力というか、その辺はどうでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

なかなかちょっと、こちらで、都合でというわけにはいきませんので難しいんですけども、設計単価の見直しが、2月に県の単価の見直しがございまして、それにあわせて設計を組み直しておりますので、前回10月でしたか、入札、そのときの設計に比べますと1.1倍ちょっとの積算単価になっておりますので。ただ、これ以上の単価を見直すということは、基本となるものが県の単価でございますので、やはり、それはちょっと難しい問題がありますので、この単価でうまく入札が、業者が決定してもらうことを願っています。

○丸山わき子君

こればかりは、入札してみないとわからないことなんですけども。

次に、13ページに屋外倉庫と建築工事ということですが、これは具体的にどういった内容のものなのか、どこに作るものなのか、お伺いいたします。

○教育次長（長谷川淳一君）

朝陽小学校につきましては、改築計画がございましたので、防災備蓄倉庫を建築するのを見

送っております、今回、新たに、防災強化事業ということで、備蓄倉庫と屋外便所、それから体育倉庫、あわせて計画しているものでございます。

○丸山わき子君

これは朝陽小学校ということですね。

○教育次長（長谷川淳一君）

そうです。

○丸山わき子君

わかりました。

次に、トイレの改修工事なんですけれども、これは学校の方からも、こういった改修をしてほしいといった声は、多くの学校から挙がっているのではないかなというふうに思うんですが、今後、トイレ改修についての計画はあるのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○教育次長（長谷川淳一君）

今回は実住小学校のトイレ改修を設計から工事まで1年かけて、平成26年度にやると計画でございます。

それで、各学校からトイレの改修につきましては要望も多数出ております。具体的に申しますと、八街東小学校、朝陽小学校、川上小学校、これはトイレが臭いということで、改修してほしいという要望が出ておりますけれども、これにつきましては、財源を見ながら、優先順位を付けて順次計画的にやればというふうに考えております。

○丸山わき子君

雨の日は本当に耐えられないという、子どもたちが気の毒だなというような状況もあろうかと思えます。これは早急に対応していただきたいというふうに申し上げておきたいというふうに思えます。

それから、14ページのエアコン、これは幼稚園に設置させるものということで、小さな子どもたちにとっては本当に暑い夏は大変であったというふうに思えます。やっとここでエアコンがつくという点では一安心なんですけど、しかしながら、小中学校においても子どもたちは子どもたちであり、本当に大変な状況であろうかと。教育委員会もいろいろと努力して、扇風機を増やして設置したという経緯があるわけですが、扇風機ではあたたかい空気をひっかき回しているだけで、決して子どもたちの体には健康的な状況にはならないというふうに思えます。

そういう点で、今後、小中学校へのエアコン設置。これは、私は以前も申し上げましたけれども、リースですとかなり安く設置できるというふうに思うんですね。前回の答弁では、リースではなというようなことだったんですけど、やはり今の異常気象のもとで、2年も3年も4年も先に小中学校のエアコンというわけにはいかないだろう。やはり、私は、これは急いで、子どもたちの健康管理の上からも、エアコン設置というのは必要ではなかろうかというふうに思うわけですね。

そういう点での計画的な検討、設置をすべきであるというふうに思いますが、いかがでしょうか。これは教育長、どんなふうにお考えですか。

○教育次長（長谷川淳一君）

エアコンの設置につきましては、電気室の改修を伴うということが、多分考えられます。そうしますと、かなり額的にも、ただエアコンの設置だけじゃなくて、大きく電気室のキュービクルを改修するということになりますと、多額の費用もかかるということになりますので、その辺も踏まえた中で、今後検討させていただければというふうに思います。

○丸山わき子君

その今後というのは、もうずっと先になっちゃうわけですよ。だから、何カ年計画、例えば2カ年計画、3カ年計画で、これはもう異常気象のもとでは絶対やらなきゃならないものだというふうに位置付けなければならないというふうに思うわけですね。やはり、教育施設整備というのは、本当に自治体がやらなきゃならない仕事だというふうに思うわけです。教育委員会が一生懸命欲しいなと思っていても、やはり財政が厳しいからねと言われてしまうと、じゃあ、その計画は取り下げなければならないという状況かと思います。

そういった点では、最も責任を持つところの市長の考えですね。私は、これは教育委員会が何カ年計画というものをを出してきたから、最優先にこれは予算措置をしなければならないんじゃないかなというふうに思いますが、市長、どんなふうにお考えでしょうか。

○市長（北村新司君）

昨今の異常気象におきますものすごい暑い夏の中で、小さい子どもたちの教育環境の整備ということは、喫緊の課題だというふうに考えております。

しかしながら、今般、幼稚園のエアコン設置ができるようになったことは、本当に喜ばしいような提案であったというふうに思っております。今後とも、教育委員会の考え方もございますが、小学校の低学年を中心としたエアコン設置につきましては、財政状況を見ながら、年次的に計画をしなければいけないというふうには認識しております。

○丸山わき子君

今、市長の方で、小学校の低学年から年次的にというような答弁がございました。これは教育委員会の方が積極的にいつまでにやってほしいんだという計画を作らなければ、しようがないと思います。ぜひ積極的にこの計画を作ってください、市長に提出していただきたい。このことを申し上げまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（林 修三君）

ほかに質疑はありませんか。

○京増藤江君

それでは、1、2点質問させていただきます。

12ページの健康増進事業費についてなんですけれど、先ほど無料になってもなかなか受診率が上がらないということでした。子宮頸がんについては20歳からというような説明だったと思うんですけれど、乳がんについても結構若い方が乳がんになっていることも多いと思うんですが、受診率が上がらない場合ということもありますが、もう少し若い年齢を設定

して、このクーポン券を渡すというようなことはいかがでしょうか。

○市民部長（加藤多久美君）

今のご質問は、今回補正でお願いしているのは、乳がんと子宮頸がんということで、先ほどちょっと説明が足りなかったかもしれませんが、今回予算に盛っているのは、平成26年度に新たに、例えば子宮頸がんについては20歳の人、乳がんについては40歳になる人に対して無料クーポン券を送付するという意味で、私の説明が足りなかったかもしれませんが、平成26年度は限定して20歳と40歳ということです。

今まで、平成25年度までについては、子宮頸がんについては20、25、30、35、40歳の節目、乳がんについては40、45、50、55、60歳の節目については無料クーポン券を送付して受診してもらおうと、そういう感じで、国の補助事業がついてやっていたわけですが、それが平成25年度に終了になったということで、今回、国の補正予算で平成26年度分がつかまりましたので、私どもは今回提示して、平成26年度に実施するというところでございます。

実際、乳がんについては、40歳から、先ほど言った節目の60歳までで各受診率を見ると、若い世代、40歳が平成24年度で無料クーポン券の23.2パーセントの受診率、60歳の方が30.5パーセントということで、それから子宮頸がんについては、20歳の方が6.5パーセントの受診率、40歳の方が20.3パーセントということで、年齢が若い人の方が受診率が低いという傾向は出ております。

それから、先ほど議員が言われたように、乳がんは、今は40歳からが対象なんですけれども、それをもっと若い世代から無料クーポン券を送付して受診していただいた方がいいんじゃないかというご質問でございますか。

○京増藤江君

そうです。

○市民部長（加藤多久美君）

これについては、私どもは補助事業としてやっておりますので、あくまで無料クーポン券は。国の制度が今回の補正では、乳がんについては平成26年度に40歳になる方ということでございますので、万が一、例えば35歳とか30歳をやる場合については、八街市独自の一般財源でやるということになりますので、これについては財源の確保がなかなかできないということで、あくまでも補助の対象の年齢について実施させていただきたいと、そのように考えているところでございます。

○京増藤江君

確かに、年齢が区切られているというのはわかるんですけど、ここにも、「働く世代の女性支援」と書いてありますけれども、若い方が子どもが小さいうちにがんになる方も大変多いし、また未婚のうちになる方も多いという点では、本当に悲惨な状況があると思うんですね。確かに、若い方は受診したくないとかというのもありますけれども、それだけ進みも早いということもありますので、今後、ぜひ検診についてはちょっと研究をしていただきたいな

と思います。

次に、同じページの公害対策費についてなんですが、上砂地区の廃棄物撤去業務についてなんですが、今回約2千900万円の補正になっていますけれど、最初の計画の予算との絡みの中では、どのような進展具合なのでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては、当初、上砂地区の産業廃棄物の処理、これは事業費1億3千400万円をかけまして処理いたしました。現場に分別して、最終的には10ミリメートルのメッシュを通った砂あるいは木片、ビニール等、本当に細かい微細物につきましては、現地で撤去した後に敷きならしをして事業完了をしようという予定でございました。この微細物につきまして、最終的な検査を行ったところ、鉛が基準の3倍検出されたということと、県の方から、この微細物につきましても産業廃棄物にあたるということで、現場に残っております約720トンのこの微細物について、最終的に産業廃棄物として処分しなければならないということで、県の環境財団に変更の申請をいたしまして、3月7日の委員会において変更を認めていただきまして、今回2分の1の助成が得られるということで、今回、これを最終的に撤去をして事業完了をさせたいということでございます。

○京増藤江君

となります、最初は、恐らくこんなふうに3倍もの鉛があったとか、そういうことは予想はできなかったと思うんですけど、最終的には、最初の予算ときちんとできる終了までにはどのぐらいの、最初の予算と、そしてこれで終わるのか、それとももっとかかりそうなのか、確認しておきたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては、先ほど申し上げました当初の1億3千400万円の事業費と、今回の約2千900万円の事業費を合わせて、これで全ての事業が完了するというところでございます。

○京増藤江君

これだけの鉛が含まれていて、土壌とか周りの環境への影響は、どんなふうなことが考えられるのでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回検出されました鉛につきましては、撤去をする前にも、この産業廃棄物については検査をいたしました。この段階では鉛等有害物質については検出されませんでした。それで、今回この微細物について検出された背景には、かなり濃縮しておるということで、ふるいにかけて細かい部分だけを集めましたので、それで鉛については濃縮して検出されたというふうに考えております。ですから、当初の産業廃棄物の検査をした時点では、鉛等の基準値を超える検出はされておられません。

それから、今回撤去しました下の土につきましても検査を行いました。現在の地盤等においても不純物等については検出されておられません。ですから、この微細物について、現在

ブルーシートを下に敷いて、その上に保管をしまして、飛散しないように現在上の方にもブルーシートをかけて保管してある状況でございます、これを撤去すれば、そのほかの現在の土地等について検出はされておらない状況から考えれば、安全であるというふうに考えております。

○京増藤江君

実際には、この鉛も基準以上のものがあったということで、やはり何か捨てられているかわからないというようなことがありますし、八街市の場合はどこに捨てられるかわからないということもありますので、こういう問題が起きましたら、たくさん捨てられないうちにぜひ対処していただきたい。そして、今回は土の中にもそういう影響はなかったような検査結果ということですので、本当に不幸中の幸いだったと思いますけれど、埋め立てとか産業廃棄物の問題については、住民の方が大変、水の問題でも心配しておられますので、ぜひ早目の対策をとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

今回の鉛の検出にあたりましては、この原因と思われるものにつきましては、この産業廃棄物の置き場に解体した自動車がかかなり長期間にわたりまして放置してございました。1つの要因としては、バッテリーからの流出ではないかということが言われております。ですから、産業廃棄物の瓦れき等の投棄した中から鉛が検出されたというようなことではなくて、自動車等の放置による検出が原因ではないかというふうなことが言われております。

市の方といたしましても、この産業廃棄物の不法投棄につきましては、監視員さん等を置きまして早期の発見、それから退去というような形については、県と連携をとりながら今後につきましても対処していきたいというように考えております。

○京増藤江君

今、部長が言われましたように、車の廃棄というのか、雨ざらしになったままで置かれているような場所もあちこちにあるように思うんですけど、そういう点についても何らかの対応とかはしているのでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

廃車が置いてあるからイコール鉛が検出されるということではなくて、この微細物、今回につきましては、かなりふるいにかけてまして、本当に残ったもので、結果的に濃縮して3倍の鉛が検出されたということで、これをふるいにかける以前にも、私どもの方も検査をしておりますが、その段階では3倍の基準には達しないということでございますので、車両があるからすぐ鉛が検出されるということではないというふうには考えております。

○議長（林 修三君）

よろしゅうございますか。質問は終わりですか。

○京増藤江君

終わりにします。

○小高良則君

1点お伺いします。13ページで、実住小学校のトイレ改修工事、金額からいくとかなりの工事になるのかなと思いますが、工事の規模と、丸ごとトイレの部屋そのまま全て改修するとか、詳細がわかれば、考えを教えてください。

○教育次長（長谷川淳一君）

トイレは東西に3カ所、1階から3階まで2カ所ございますので、計6カ所ございます。全面改修はもちろんでございますけれども、給排水の配管やトイレブース、それから床の改修等もできるだけしたいというふうに考えてございます。

○小高良則君

わかりました。実住小学校もかなり老朽化が進んでいることは承知していますが、中学校などへ行ってみますと、もうパーテーションが崩れてガムテープで目張りしてトイレを使えないような状態のところもございます。そういうところに対しまして予算配分をしてという考えはなかったのか、お伺いいたします。

○教育次長（長谷川淳一君）

今回は、実住小学校で1億円以上の金額がかかりますので、それで手いっぱいといった状況でございます。確かに、小高議員がおっしゃるとおり、各小中学校のトイレはかなり傷んでおるところがございます。要望もかなり来ておりますけれども、それにつきましても、優先順位を付けながら順次改修していきたいというように考えております。

○小高良則君

ウォシュレットという声がありますけれども、最近では、和便器しかできないという子どももいるし、逆に洋便器が一般家庭では主ですので、また、便器の大きさとか機能もさまざまです。また、メンテナンスの面に関しましても、公共性の高い建物というのは、どうしても配管の詰まりのときにメンテナンスがしづらいついといろいろありますけれども、各方面等を研究していただいて、よりよいものを造っていただきたくお願い申し上げて、質問を終わります。

○議長（林 修三君）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

お諮りします。議案第26号に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

討論がなければ、これで議案第26号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

議案第26号、平成25年度八街市一般会計補正予算について採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（林 修三君）

起立全員です。議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議員派遣の件を議題とします。

八街市議会会議規則第172条の規定により、4月17日に実施する議会改革検討協議会視察研修のため、配付のとおり議員を派遣したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

ここで、副市長より発言を求められておりますので、小澤副市長、発言を許します。

○副市長（小澤誠一君）

本日は、私、副市長の退任にあたりまして、このような機会を与えていただきましたこと、議長、そして議員の皆様へ感謝申し上げます。そして、2年間ありがとうございましたけれども、議員の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

私は、2年前にこの場で副市長の就任の挨拶をいたしましたけれども、それが何か遠い昔のような気がいたします。それは、この2年間が私にとって本当に中身の濃い充実した年であったからだと思っております。

私が過ごした2年間で一番印象に残っているのは、議会でのやりとりでございます。議員の皆様お一人お一人が八街市をよくしたい、こうすればいいんじゃないかと、さまざまな議論をしてきたことが、すごく印象に残っております。

また、私はさまざまな機会を通じて、地域、地域に出向きましたけれども、市民の皆様一人ひとり、やはり私に、どうすれば八街市がよくなるんだ、こういうことができないのか、さまざまな貴重なご意見をいただきました。

そうした議員の皆様、市民の皆様、そして職員、そうした八街市をよくしたいという思いを、私が2年間でどこまで受け止めることができたか、そこは十分でなかったかと思っております。ただ、私は、いつもそうした思いを胸に抱きいつも職務に励んできたつもりでございます。

来年度、平成26年度は、次の八街市総合計画を作る年であり、非常に重要な年であります。そうした年を前に私が副市長の座を退くのは大変申し訳なく、残念な気持ちでいっぱいでございますけれども、私の受け止めた思いは次の副市長にしっかり引き継いでまいりたいと思っております。

最後になりますが、私は県に戻ることはわかっておりますけれども、どの部署に戻るかはまだわかっておりません。ただ、どの部署に戻ろうとも、私が過ごしたこの2年間、これは私の人生にとって宝だと思っております。そうした宝を大切に、八街市だけというわけにはまりませんが、八街市のことをいつも思い、県の職務に励んでまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます、私の退任の挨拶といたします。

2年間本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（林 修三君）

小澤副市長におかれましては、これからも健康に気を付け、ますます八街市とのパイプをつないでいただき、ご活躍を祈念しております。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成26年3月第1回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。執行部におかれましては、各議員から出されました意見を十分尊重し、年度の変わる4月からの市政に鋭意努力し執行されますよう強く要望いたしまして、閉会の挨拶といたします。

議員の皆様申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。全員協議会終了後、議会だより編集委員会を開催しますので、関係する委員は第2会議室にお集まりください。

長時間にわたり、本当にご苦労さまでした。

（閉会 午後 4時43分）

○本日の会議に付した事件

1. 議案の上程 議案第25号
提案理由の説明、委員会付託省略、質疑、討論、採決
2. 議案第2号から議案第24号
委員長報告、質疑、討論、採決
3. 議案の上程
議案第26号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
4. 議員派遣の件

.....
議案第25号 副市長の選任について
.....

- 議案第2号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第3号 八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第4号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 八街市土地開発基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第7号 八街市まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第8号 八街市地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第9号 八街市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 市道路線の認定について
- 議案第11号 八街市立朝陽小学校校舎及び屋内運動場改築建築工事の変更契約の締結について
- 議案第12号 平成25年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第13号 平成25年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第14号 平成25年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第15号 平成25年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第16号 平成25年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第17号 平成25年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第18号 平成26年度八街市一般会計予算について

- 議案第19号 平成26年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第20号 平成26年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第21号 平成26年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第22号 平成26年度八街市下水道事業特別会計予算について
- 議案第23号 平成26年度八街市水道事業会計予算について
- 議案第24号 印旛郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第26号 平成25年度八街市一般会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 林 修 三

八街市議会議員 小 菅 耕 二

八街市議会議員 服 部 雅 恵